

2021年度神奈川県 予算・施策に関する 要望書



2020年11月2日
日本共産党神奈川県議会議員団

【目次】

- P01 ≪ 1 ≫. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川県」の実現を
（1）子どもの権利条約に関連して
（2）子どもの貧困対策の推進について
（3）待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について
（4）保育士の人材確保と処遇改善について
P05 （5）保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について
（6）学童保育の充実について
P03 （7）児童相談所の体制強化について
P04 （8）一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について
（9）養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について
（10）障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について
- P05 ≪ 2 ≫. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を
（1）義務教育の充実について
（2）高等学校教育の充実について
P06 （3）大学授業料の無償化に向けて
（4）私学助成の充実について
P07 （5）特別支援学校の充実について
P08 （6）通級指導教室の充実に向けて
（7）全ての中学校で完全給食の実施を
（8）全国学力テストについて
（9）教科書採択の改善について
P09 （10）外国人学校への支援について
（11）新たな夜間中学の開設について
（12）卒業式・入学式について
（13）自衛隊の体験学習について
（14）フリースクール等への補助について
- P10 ≪ 3 ≫. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を
[1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて
（1）病床の整備について
（2）自由診療専用の医療ツーリズム専用病院について
（3）救急医療体制の整備について
P11 （4）医師の確保と労働環境の改善について
（5）看護師の確保と労働環境の改善について
P12 （6）在宅医療提供体制の拡充に向けて
P13 （7）障がい者や難病等に関わる医療の充実について
（8）災害時の透析患者への対応について
（9）診療報酬について
P14 （10）医療機関における差額ベッド代の取扱いについて
（11）子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による健康被害の防止と救済に向けて
[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて
（1）保険診療について
（2）国民健康保険について
P16 （3）後期高齢者医療制度について
[3]. 医療費助成制度の拡充に向けて
（1）県の3つの医療費助成制度全般について
P17 （2）小児医療費助成制度について
（3）重度障害者医療費助成制度について
（4）高齢者の医療費助成制度の創設について

- P17 (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について
- [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて
- (1) 介護給付費抑制策からの転換
- P18 (2) 1号被保険者の介護保険料について
- (3) 介護報酬に関して
- (4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について
- P19 (5) 自治体の新総合事業について
- (6) 介護職の確保と処遇改善について
- (7) その他介護保険制度全般に関して
- P20 [5]. 高齢者福祉の充実に向けて
- [6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて
- (1) 県として以下のことを実施すること
- P21 (2) 以下の事項を国や関係機関に求めること
- [7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて
- (1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について
- (2) 生活保護制度の改善・充実について
- P22 (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について
- [8]. 障がい者福祉の充実に向けて
- (1) 障がい者の差別解消に向けて
- P23 (2) 障がい者への経済的支援の強化について
- (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて
- P24 (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて
- (5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について
- (6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって
- [9]. 未病関連事業予算について
- P25 << 4 >>. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
- [1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
- (1) 労働者保護行政の強化について
- (2) 神奈川県労働委員会の体制強化について
- (3) 企業への指導・啓発について
- (4) 労働法の基本的知識の周知について
- P26 (5) 職業訓練校の拡充について
- (6) 企業への助成金のあり方について
- (7) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて
- (8) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて
- P27 (9) 高齢者の労働環境改善に向けて
- (10) 障がい者雇用の促進に向けて
- (11) 外国人労働について
- P28 (12) 県が発注する公共工事や委託業務の質の向上と
従事する労働者の適正な賃金の確保へ
- (13) 県内争議の早期解決に向けて
- (14) 福祉労働者の処遇改善に向けて
- [2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
- (1) 中小企業への支援強化に向けて
- (2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について
- P29 (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
- (4) 融資制度の改善について
- (5) 異業種連携活動事業への支援について
- P30 (6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
- (7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について
- (8) 税制・税務行政などに関して
- P31 [3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために
- (1) TPP・EPA・日米貿易協定について

- P31 (2) 食料自給率の向上について
 (3) 都市農業振興のために
- P32 (4) 農業基本政策について
- P33 (5) 林業の振興に向けて
- P34 (6) 鳥獣被害対策について
- P35 (7) 漁業の振興に向けて
- P36 ≪ 5 ≫. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を
 [1]. 防災対策の強化
 (1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について
- P37 (2) 防災体制の確立と住民の避難について
 [2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて
 (1) 県営住宅の建設と修繕等について
- P38 (2) 住宅政策の充実について
 (3) 福島原発被災者への住宅支援について
 [3]. 水道事業の改善について
- P39 [4]. 環境対策の強化について
 (1) アスベスト対策の強化について
 (2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について
- P40 (3) プラごみゼロをめざして
 (4) 神奈川の自然保護について
 [5]. まちづくり
 (1) 不要不急の大型公共事業の中止について
- P41 (2) 駅利用者の安全と利便の確保について
 (3) 地域交通及び都市環境の整備について
- P42 (4) 海岸の保全について
 (5) 警察関係
 [6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進
 (1) 原発ゼロをめざして
 (2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて
- P43 ≪ 6 ≫. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ
 [1]. 青年・学生への支援に向けて
 [2]. ジェンダーフリー・女性・性的マイノリティの地位向上に向けて
- P44 [3]. L G B T施策の推進に向けて
- P45 [4]. ヘイトを許さない施策の推進について
 [5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について
 [6]. 外国籍県民への支援の充実について
- P46 ≪ 7 ≫. 消費者行政の充実・強化を
 [1]. 消費者行政の充実について
 (1) 県中央消費生活センターの機能強化について
 (2) 国の「地方消費者行政交付金」について
- P47 (3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて
 (4) 若者への消費者教育について
 [2]. 食の安全・表示の監視等について
- P48 ≪ 8 ≫. 「核も基地もない平和なかながわ」を
 [1]. 核も基地もない平和なかながわを
 [2]. 横須賀基地に関わって
- P49 [3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し
 [4]. 厚木基地に関わって
 (1) オスプレイの飛行について
 (2) 爆音被害の根絶のために
 [5]. キャンプ座間に関わって

- P50 [6]. 相模総合補給廠に関わって
[7]. 池子住宅に関わって
[8]. 日米地位協定の抜本的改定など
- P51 ≪ 9 ≫. 県民本位の行財政運営を
[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて
[2]. 県有施設の拡充・存続を
 (1) 県民利用施設について
 (2) 試験研究機関について
- P52 (3) 県の出先機関について
[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために
[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて
 (1) 指定管理者制度について
 (2) PPP方式について
- P53 [5]. 個人情報保護と情報公開の充実について
- ≪ 10 ≫. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を
 (1) PCR等検査の抜本的拡充について
 (2) 医療機関や福祉施設への減収補填と医療に関わる施策について
- P54 (3) 保健所体制の抜本的強化について
 (4) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善について
 (5) 医療保険制度に関して
 (6) 雇用と事業、就学の安定に向けて
- P55 (7) 教育分野に関して
 (8) 市町村への支援について
- ≪ 11 ≫. 地域からの要望
[1]. 川崎市・高津区
 (1) 浸水被害対策について
- P56 [2]. 横須賀市
 (1) 原子力災害における感染症対策と熱中症予防について
 (2) クジラなどの死体処理に関する自治体への支援について
 (3) 県営住宅の駐輪場等の整備について
 (4) がけ地対策について
- P57 (5) 三浦半島の異臭の調査について
[3]. 座間市
 (1) 住宅リフォーム助成制度の創設について
[4]. 南足柄市
 (1) 今年の台風19号被害の復旧について
- [5]. 大磯町・二宮町
 (1) 防災対策について
 (2) 道路・交通環境の整備について
 (3) 地球温暖化対策の促進について
- P58 (4) 広域下水道の利用者負担の軽減について
 (5) 医療・介護の充実について
 (6) 教育環境の整備について
- [6]. 箱根町
 (1) 今年の台風19号被害の復旧について
 (2) 道路・交通環境の整備について
- P59 [7]. 真鶴町
 (1) 道路・交通環境の整備について
 (2) インフルエンザ予防接種について

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川県」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし本県の全ての施策に反映させるため、現在の事業継続だけでなく、県として子どもたちの権利を守る立場で、本県においても子どもの権利条例を制定すること。
- 2) 「かながわ子ども人権相談事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法を進めること。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

- 1) 県内の子育て全世帯を対象に、子どもの貧困実態調査を実施すること。調査項目は国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。
- 2) 上記の実態調査を踏まえ、神奈川県子どもの貧困対策推進計画に目標値や期限を盛り込み、貧困対策を推進すること。

(3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

2018年度かながわグランドデザインは、2020年度までに県内どこでも待機児ゼロを掲げている。保育所利用申請は年々増加し、2020年4月には就学前児童数の40.8%を占めた。2020年4月の保育所定員は168,723人に対し、申請は過去最高の173,418人に及び、保留児童数は全県で9,184人にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は496人にのぼった。

- 1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に、待機児が深刻な地域には、早期に認可保育所の新設を促進するよう支援すること。

また、都市部においては保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

- 2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近隣する幾つもの保育所が集まり、密集になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために、公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。

保育所整備は、「自園調理ができること、避難経路が確保されていること」が最低限子どもの安全といのちを守り、発達を保障することにつながる。市町村まかせにせず、県の責任で保育所整備への独自の支援を行うこと。

(4) 保育士の人材確保と処遇改善について

- 1) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件等の改善が重要である。国の処遇改善に上乗せして加算をしている自治体に、保育士が流れる実態もある。自治体間の格差が生じないよう、県として賃金アップのための補助制度を創設すること。
- 2) 国が2017年度から創設した4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額が1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。

基本給を含めて給与全体を上げるために、公定価格を抜本的に増額するよう国に要望すること。また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くよう、市町村からの要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件を全て保育士とするよう国に求めること。

(5) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について

- 1) 保育の無償化に関連して、国は副食費について目安として月4,500円を実費負担としたが、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、助成制度を創設すること。
- 2) 副食費について、保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。事務処理に必要な財源措置を行うとともに、県として国に求めること。
- 3) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため、指導監査体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、指導を徹底して行うこと。指導に従わない施設を公表すること。
- 4) 5年の猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く守らせるために、重要な役割を持つ監査と指導を行う専門スタッフを、正規職員として増員すること。
- 5) 地域に根つき保護者のニーズに応えた幼児教育を行っている幼稚園類似型施設を、保育の無償化の対象にすること。
- 6) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にすること。

(6) 学童保育の充実について

- 1) 国は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準で示した「従うべき基準」の放課後児童支援員の原則複数配置を参酌化することとしたが、市町村が引き続き複数配置を行うために周知徹底し、財政措置を講じること。
- 2) 市町村に対し、以下の事項を実施するよう助言・指導すること。
 - ①神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うこと。
 - ②省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模（概ね40人以下）及び面積基準を守るための環境にふさわしい規模を確保するよう支援すること。
 - ③児童福祉法改正に伴い、小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設、指導員配置を図ること。
 - ④本県の市町村における「放課後児童支援員等処遇改善事業」の実施状況は少ない。指導員の専門性を高め、継続して働ける環境を作ることが求められている。指導員の賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善など事業」の活用を市町村に積極的に働きかけること。また、県で予算化し、全ての自治体の指導員の処遇改善を図ること。
 - ⑤2017年度に新設された「キャリアアップ処遇改善事業」についても、自治体の活用は県内自治体の3分の1程度である。活用を市町村に積極的に働きかけ、確実に予算化し、実施すること。
- 3) 以下のように学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。
 - ①神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。
 - ②放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすように改善すること。
- 4) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、ど

の市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。

- 5) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう、研修や設備の補助を拡充するなど支援を強化すること。
- 6) 災害時に子どものいのちを守るため、以下のことを実施すること。
 - ①県が2015年3月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。
 - ②市町村の災害対策の水準を担保するため、県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。
- 7) 神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドラインの廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう、以下に努めること。
 - ①国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するよう、市町村に働きかけること。
 - ②県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導・助言内容を把握し、公開すること。
- 8) 放課後児童クラブ事業、病児保育事業ほか法定事業について、県補助金が国庫補助単価以上になるようにすること。
- 9) 国に対して、以下の事項を要望すること。
 - ①学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合うよう大幅に増額すること。
 - ②児童福祉法の中で、学童保育を「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置づけること。
 - ③「放課後子ども教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
 - ④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後自動支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないこと。特に、指導員の資格と配置は子どものいのちに関わるので、「従うべき基準」に戻すこと。
 - ⑤「子ども・子育て支援新制度」で、児童数の数え方など誤解を招いている内容について、必要な改善を国に求めること。
- 10) 以下の事項について、市町村を支援すること。
 - ①全ての小学校区で学童保育が実施されるよう、開設に向けた補助の増額を図ること。
 - ②「放課後子ども教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うのでそれらを一体化する方針をやめ、それぞれ独自の事業として実施すること。
 - ③市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。研修は、学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。
- 11) 県教育委員会と連携し、学校施設の開放、情報共有等、学童保育と学校が連携を図れるよう働きかけること。

（7）児童相談所の体制強化について

- 1) 改正児童福祉法が2020年4月から施行され、児童相談所の管轄人口や虐待対応件数などを考慮し、過重負担とならないよう児童福祉司の配置基準を見直すこと。引き続き、児童福祉司を増員すること。
- 2) 弁護士は週1回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか必要に応じて弁護士

事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、弁護士の常勤化を図ること。

3) 県は2020年度、児童心理司を6年ぶりに9人増員配置した。児童虐待も増えていることから、引き続き児童心理司を増員すること。

4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的な負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患により休職した方が全国的に多いと報じられた。

高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制や人材育成を、組織として取り組み専門性を高めること。

5) 児童虐待相談件数が年々増加し、児童福祉司などの増員による組織の大規模化が見込まれるため、中央児童相談所と厚木児童相談所が再編されることになった。

中央児童相談所を分割し、同じ建物内に二つの児童相談所を設置することになり、担当区域が再編され、新しい児童相談所は大和市と綾瀬市を所管区域とすることになる。それぞれの組織体制の強化を図り、専門職種の確保を十分図ること。

(8) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について

1) 現在一時保護所に学習指導員を2名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに学習支援を行なっているが、一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員を増員すること。

また、中央児相のようにボランティア教員の参画なども得ながら、一人一人に寄り添う学習支援を行うこと。

2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。学習教材の提供や面会による学習支援なども行なっているとのことだが、多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、学校と児相との組織的連携体制の強化を検討すること。

3) 一時保護所を個室対応にすること。子どもが自由に発言できるような環境を作り、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

(9) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設などで児童の人権が守られ安心して生活できる場と、退所後の自立に向けた支援が求められる。

1) 老朽化が進んでいる児童養護施設を整備すること。

2) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行うこと。また、退所後、自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うこと。

3) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなるサポートステーション」と、児童養護施設などに配置する「あすなるサポーター」との連携を充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

(10) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

1) 利用者が安心して質の高いサービスを利用できるよう、放課後デイサービス事業者に対して、指定基準を順守するよう指導、監督を強めること。適切な人材配置に向けて支援を強めること。

- 2) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多い。箇所数を増やし、毎日希望するときに利用できるよう整備すること。
- 3) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設に、看護師等の加配を行うこと。
- 4) 加齢児の施設入所を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけでなく、県立障がい福祉施設を増やすこと。
- 5) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多い。受け入れ施設が少ないので、現在受け入れている施設の職員体制を充実させて、受入定数を増やすこと。

《 2 》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

(1) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果が認められており、とりわけ感染症対策としても重要である「30人以下学級」を全ての学年で実施すること。また、国に求めるだけでなく、県独自に学級編成基準を設けるとともに、県単独予算を確保すること。
- 2) 1クラスの人数を減らす措置と並行して、学級編制の弾力化及び少人数学級のために、国に定数改善を求めるとともに、教員加配を県単独措置により実施すること。
 なお、本来は県教育委員会が雇用して小中学校の少人数教育を進めるべきところを、現状は自治体負担で非常勤教員を雇用し、科目により少人数にしているが、少なくとも県教育委員会で雇用する枠組を増やすこと。
- 3) 「教員の多様な人材活用」に名を借りた非正規職員の多用は、現場を疲弊させている。教育内容の保障及び多忙化改善のため、神奈川県においても教職員は正規雇用とすること。
- 4) すべての市町村に学校司書を配置すること。学校司書は正規雇用とすること。また、新聞配備も含め、図書を整備に努めること。
- 5) 県内小中学校の全教室及び体育館のエアコンの設置促進は、暑さ対策としてもいっそう切実である。国の交付金の活用とともに、県独自の支援を強めること。
- 6) 退職教員の数に見合った採用を、正規雇用として行うこと。また、臨時的任用教員の研修の充実を図るとともに、教育指導員の派遣を増やすこと。
- 7) 2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、生活保護基準の1.5倍以下の世帯の子どもを含めた事業として実施するよう、市町村に働きかけること。
- 8) 就学援助基準について、国は2019年度から入学準備金や修学旅行費を引き上げ、卒業アルバム代も新規に追加した。国基準以下となっている市町村があれば、国基準並みに引き上げるよう、市町村の教育委員会に助言すること。また、部活動費やPTA会費も就学援助制度の対象とすること。
- 9) 文部科学省は入学準備金を増額し、支給は小学校入学前も可能とする通知を都道府県教育委員会に出している。県内全ての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう、引き続き働きかけること。

(2) 高等学校教育の充実について

- 1) 全日制高校進学率は全国最低レベルであり、県立高校の定員が少ないことから、不本意な進路選択を余儀なくされている。希望する生徒が全日制高校に全員入学できるように、公立高校の定員を増やすこと。
- 2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に求めること。

- 3) 現業職員には、学校職員として生徒への対応含め総合的な対応が求められる。現業職の民間委託を行わず、現業職員の採用を確保すること。
- 4) 年収要件の撤廃をはじめ、給付型高校奨学金制度の拡充を図ること。
- 5) 学校司書について、年齢構成の歪みを正すためと称し大量の臨時的任用が行われているが、規模的に歪み是正の域を超えている。正規職員として採用すること。
- 6) 学校事務職は、教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている。事務職員の増員を図ること。
- 7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務が現場に与える影響について、「実態把握の方法も含めて検討」するとしていたが、その結果を明らかにすること。また、その結果を活かし、現場の負担が軽減されるよう改善を図ること。
- 8) 県立高校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年6～8学級標準に対し、「学校の活力を高めるために、標準規模以上を目指す」としているが、現場から出されている過大規模化の弊害を直視し、6～8学級標準を守ること。
また、新型コロナウイルス感染症対策としても、少人数学級の必要性が各界から指摘され、その際にも校舎のゆとりが必要なことが示されている。この点からも、県立高校削減は見直すべきである。
- 9) 県立高校では予算が少ないため必要な図書を購入できず、保護者から集める私費に頼っている実態がある。わずかに改善されてはいるが極めて不十分であり、十分な図書費を確保するよう努力すること。
- 10) 県立高校普通教室については空調機器の整備がなされているが、その他特別教室・図書館・技能員室・体育館等についても、全面冷暖房化を計画的に進めること。
- 11) 県立高校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。文科省は、児童・生徒たちが生活し災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に、I s 値0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(I s 値0.7)を下回っている。
昨年の回答では見直しはしないと断言しているが、学校校舎の特性を踏まえ、県立高校の耐震化基準をI s 値0.6から0.7以上に見直すこと。
- 12) 老朽化や設備劣化が著しい県立高校の対策として、新学び舎計画の前倒しを図ること。
緊急性を要するものについては、とりわけ速やかな実施を図ること。

(3) 大学授業料の無償化に向けて

- 1) 国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付型奨学金の対象拡大を国に求めること。また、県として学生が大学で安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。

(4) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。
- 2) 県外への通学者も等しく県民であり、経済的負担の軽減を図ることは当然である。県外通学者も学費補助金の対象とすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と、施設設備助成を行うこと。
- 4) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助を、国基準まで増額すること。
- 5) 私立幼稚園の保護者を対象とした、保育料の直接助成制度及び入園料の補助制度を創設すること。
- 6) 幼稚園の1学級35人という定数を少人数に改善するよう、国に要望すること。

(5) 特別支援学校の充実について

- 1) 新たなびや計画による新設校整備が完了後も、特別支援学校の過大規模化は依然として課題であり続けていることは、「神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会」の最終報告においても明らかである。特別支援学校希望者はすべて受け入れ態勢を取っていると言われているが、希望する特別支援学校に入学できない子どもたちがいる実態がある。

やむなく希望しない学校への入学を余儀なくされている生徒にも保護者にも、長時間の通学など負担がのしかかっている。適正規模・適正配置となるよう早急な設置を進め、速やかに新たな学校整備計画を策定すること。
- 2) インクルーシブ教育はⅡ期計画がスタートし、実践推進校11校が指定されたが、Ⅰ期めのパイロット校での実践が十分に検証されたとは言えない。

学校を途中で退学した生徒や初めての卒業生、保護者、教職員等へのアンケート調査を行い、専門家の知見を交えて検証し、実践推進校での学習内容や教育環境整備に活かすこと。また、検証が終わるまでは拙速に実践校を拡大しないこと。
- 3) 特別支援学校分教室は、暫定措置として導入された経緯があるにもかかわらず、恒久的に不十分な体制を強いられている。進路指導の教員配置は一定評価できるが、管理職や常勤の養護教諭などを含め、十分な教職員配置となっていない。

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」上、教職員の配置は本校と一体として算定するため、県単独予算の必要性を理由に、困難とされている。障がいのない子に保障される教育環境が分教室においては欠けているという事態は、まさに差別である。県単独予算を講じて教職員の配置を保障すること。

また、グラウンドや体育館、特別教室の使用は、間借りしている高校のカリキュラムが優先される。障がい児が自分たちが後回しにされる経験を持つことで、児童生徒の心に差別意識が醸成されることになる。対等な立場で利用できるよう調整を図ること。
- 4) 小田原養護学校湯河原真鶴方面分教室は、他の分教室とは違い学校内設置ではないにもかかわらず、分校ではなく分教室としての位置づけにとどまっている。グラウンドも体育館も敷地外となるなど、特別な配慮が必要である。設計段階で厨房その他、一定の配慮が図られたと思うが、町民体育館の利用の際、周辺の道路環境に不安の声が上がっている。

子どもの安全性に配慮すること。肢体不自由の児童生徒も在籍することとなるため、養護教諭を早期に配置すること。

また、工期の遅れによる開校の遅延は関係者の不安を広げている。給食やスクールバスなど、配慮すると議会答弁があったが、入学予定者等関係者の不安解消のため、説明会を実施し、開校予定時期の見通しが立ち次第すみやかに周知すること。
- 5) 特別支援学校の施設整備は、子どもたちの安全に係る優先課題である。障がい児が安心して安全に学校で過ごせるよう、予算を確保し早急に取り組むこと。また、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。
- 6) 自力通学支援員を増員し支援の充実に取り組むよう、市町村など関係機関に働きかけること。
- 7) 特別支援学校への看護師配置が進んだことは評価するが、依然として特別支援学校の校外学習において、医療的ケア、特に人工呼吸器が必要な児童生徒には、親の付添が求められるケースがある。

すべての校種において医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べる環境整備のため、学校施設整備や医療専門職の配置を行うこと。
- 8) 県立の瀬谷養護学校や平塚養護学校に関して、耐震性能に問題がなくても明らかな老朽化がみられる。部分修繕にとどまらず、子どもの安全といのちを守るため早急に建て替えること。

9) 横浜市立北綱島特別支援学校は、存続を図ることになったが、人員配置など本校と遜色ないと聞いている。それであるならば、いつ教育環境が後退するかと戦々恐々としている関係者の思いに配慮し、本校として位置づけるよう横浜市と協議し支援すること。

(6) 通級指導教室の充実に向けて

1) 発達障害のある児童生徒が切れ目なく十分な教育が受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図り、通級指導教室の教員配置を充実すること。通級指導教室という選択肢を増やすため、設置校を増やすこと。

(7) 全ての中学校で完全給食の実施を

1) 県立中等教育学校を含む県内全ての中学校で、全員喫食の安全・安心な中学校給食を実施できるよう、情報提供にとどまらず、県として市町村に対して支援・補助を行うこと。

具体的には栄養士を配置し、地産地消・自校方式・直営方式を用い、災害時にも対応できるようにすること。また、前期課程と後期課程の調整が課題であるならば速やかに解決し、県として教育の一環として給食を実施すること。

2) 夜間定時制高校の生徒は、まともな食事を摂ることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。

県教育委員会が夕食提供事業費補助削減の根拠としている生活保護費との重複の可否の判断は、厚労省は自治体次第だとしている。そもそも生活保護世帯以外の生徒は対象外である。無理な解釈で制度を縮小するのではなく、困窮した生徒に寄り添い、夕食提供事業を拡充すること。

(8) 全国学力テストについて

1) 全国学力テストは、コロナ禍を受けて2020年度は中止となった。一斉休校を受け、学校現場は感染症対策と遅れの回復に大きな負担が強いられている。全国学力テストは、教育関係者からもその意義に疑問が呈されている。傾向と対策を行うことにより、通常の授業にも影響を及ぼす事態となっている。

コロナ禍の影響で通常の授業を行うことすら困難な学校現場に、全国学力テストを押しつけることはやめるよう国に求めること。また、本県での実施はやめること。

2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決(1976年5月21日)は、「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。

学力テストの弊害を加速する成績順の結果公表を行わせないこと。また、県が学校に要求している平均点との差などの統計的集約は、学校現場に過重負担となるのでやめること。

(9) 教科書採択の改善について

1) 教科書採択について、より地域の実情に合わせた採択となるよう、市町村教育委員会への指導助言においては、採択地区の小規模化を推奨すること。

各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を確立すること。そのため、教育委員会の傍聴等もいっそう開かれた形で公正に催されるよう指導・助言すること。

2) 高校日本史の採択において、平成25年度に検定を通過した教科書であるにもかかわらず、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、「県教育委員会の考え方や取り組みと相容れない」との理由から、再考が依頼される事態が起きた。まさに、県教育委員会による特定教科書の排除に他ならない。行政機関が行ったことの問題性を認識し、憲法・教育基本法に反し教育への政治的介入に当たる行為を今後再び行わないこと。

(10) 外国人学校への支援について

- 1) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、経常費補助を復活させること。
また、県内の外国人学校の子どもたちが国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができることを目的として創設された学費補助制度の趣旨と私学教育の主体性を尊重し、朝鮮学校の学費補助を復活させること。子どもたちに拉致問題の解決の責任を押しつけるがごとき対応は、差別の助長に他ならない。
- 2) 朝鮮学園だけ学費補助申請方法が違うことについて、県議会からの要望を理由に継続としているが、情勢の変化もあり県下の自治体では差別禁止条例も策定されている。申請方法の違いが不平等であり差別に当たらないか、不断に検証し改善すること。
- 3) 外国人学校の耐震診断及び補強工事に係る支援において、朝鮮学校と他の学校とで異なった対応をしていないか回答すること。利子補給にとどまらず、一定条件の下で補助制度を設けること。

(11) 新たな夜間中学の開設について

- 1) 夜間中学の設置にあたり、具体的な課題の解決のため調査、協議を推進していることは評価したい。生徒は市町村域を跨いで通うことが想定されるので、広域自治体として財政面も含め十分な支援を行い、早期設置に向けて引き続き取り組むこと。
- 2) 夜間中学はさまざまな年齢、外国につながる方、不登校の方などが学んでおり、特段の配慮が必要になる。定数法に準じた配置で現場の課題に対応できているか不断に検証する仕組みを作り、必要に応じて県独自の教員の加配を行い、県として豊かな学び、学習の保障を行うこと。

(12) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。内心の自由の尊重に配慮し、学習指導要領にも「国歌斉唱」時の起立を強制する根拠は存在しないことを、広く県民に知らせること。

(13) 自衛隊の体験学習について

- 1) 職場体験の必要性として、文科省ホームページには「生徒が直接働く人と接することにより、また、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることが求められています」と記されている。県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊には、災害救助に尽力する側面だけではなく違憲性の議論もあり、戦闘行為を担うという特殊な位置づけを持つ組織でもあり、「生きることの尊さ」と相反する恐れもある。
職場体験の内容が子どもたちの体験学習として扱うには相応しくないので、やめさせること。

(14) フリースクール等への補助について

- 1) 本県は、公立の小学校中学校高等学校教育課程においては、2018年度の調査で年間約2万人の不登校児童生徒、高等学校で約3万人の中途退学者の存在が明らかである。
これらの児童生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子たちがいる。誰一人取り残さないSDGsの精神に即し、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、連携支援にとどまらず家賃やスタッフの賃金など、運営費を補助すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

[1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて

神奈川県の人対比の病床数、医師数、看護師数などの指標はどれも全国最低水準にあり、県の医療提供体制の脆弱さを示している。県民のいのちと健康を守るためには、この改善は急務である。主要な要因は、病院数が有床診療所を含めて人口対比で全国47位と最低であるため、前述の各指標にも影響していると考えられる。厚労省の医療施設動態調査（2018年4月末現在）によれば神奈川県は3.70で47位だが、1位の高知県は17.65と、県の4.8倍である。病床数も全国最下位で、看護師が少ない背景も、そもそも医療機関や病床が少ないからと考えられる。

医師数も人口対比で全国38位と下位にあるが、特に医療施設に従事する外科、内科、産科・産婦人科、小児科などの医師が少ないとの指摘がある。県は一定の医師確保策を講じてきたが、勤務医の長時間労働の是正等の労働環境の改善も必須の課題となっていることから、医師確保に向けた抜本的な対策が求められている。

県の年齢構成は比較的若いと言われ、入院医療費も都道府県比較では低い方だが、今後高齢化が進む県であり、医療提供体制の強化・向上に向けた取り組みが求められる。このため、以下の施策を実施すること。

(1) 病床の整備について

1) 県の地域医療構想における2025年の必要病床数は、現状より約1万床多い約7万床としている。直接の病床整備目標は基準病床数であることから、今年度検討される二次医療圏の基準病床数の見直しに関し、厚労省の理解も得て、各二次医療圏の基準病床数の引き上げを図ること。

着実な病床整備には、年度ごとの整備目標を設定し、計画的に増床を図る必要がある。将来の医療需要に備え、医療機関の新設や増設を関係諸機関に働きかけることも含め、増床を図ること。

また、長期の対応が想定される新型コロナウイルスや他の感染症にも対処するため、県で74床しかない感染症病床の基準病床数を見直し、県内各地域に増床を図ること。

2) 病床機能の再編に関し、機械的に転換を強制しないとの回答を得たが、高度急性期及び急性期病床の再編・統合を求める厚労省の姿勢は変わっておらず、今後も強引な再編等が懸念される。患者の生活圏や救急医療、小児・周産期医療など、診療圏の実情や実態に十分配慮し、昨年度の回答の立場を引き続き堅持すること。

(2) 自由診療専用の医療ツーリズム専用病院について

1) 自由診療専用の医療ツーリズム専用病院を川崎市内に開設する動きに対し、県は「医療ツーリズムと地域医療との調和を図る観点から、医療ツーリズム受入に係る課題やルールづくりの検討を行っている」とのことだが、医療人材・医療資源の確保など、地域医療に支障を来し医療秩序を破壊する恐れがあることから、医療ツーリズム専用病床の開設は許可しないこと。また、こうした病院の無秩序な開設を規制するため、医療法の改正を国に強く求めること。

(3) 救急医療体制の整備について

1) 救急医療体制の整備に関し、昨年度は「救急医療機関における出口問題の解消には、急性期を経過した患者を受け入れる回復期病床及び慢性期病床が必要」との回答を得た。

搬送に要する時間の短縮や搬送先の確保に関わる課題の解決を含め、引き続き救急医療を担う医師・看護師等の確保と、回復期病床や慢性期病床の整備に努めること。

(4) 医師の確保と労働環境の改善について

- 1) 医師確保について、県は県内4大学医学部の地域枠の設定や修学資金の貸付などを行い、一昨年度は36名の医師を確保する成果を上げた。しかし、県内医師数(2016年12月)は人口10万人対比で全国平均より約35名少なく、全国平均に達するだけでも実数で3,150名以上の増員が必要である。

神奈川県は三次医療圏ごとの医師偏在指標に基づいた「医師少数区域」には該当していないが、医師確保計画策定ガイドラインでは「二次医療圏ごとに医師確保の方針について定めようとして、具体的な目標医師数を設定する」と、目標設定の重要性を指摘している。この立場に立ち、毎年の整備目標を策定し、計画的な医師確保に努めること。

引き続き、国に入学定員の増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めるとともに、医師要請数1万人体制の実現を求めること。

併せて、県内出身の医学生にとどまらず、首都圏や隣接県の医学生も対象とした補助制度や、県内の臨床研修医に向けた支援策を創設するなど、医学部や医科大学、臨床研修医療機関とも連携して、抜本的な医師確保策を策定すること。

- 2) 他県を含む大学や医療機関、医師会等とも連携し、医師不足の医療機関や診療所、診療科等に医師を派遣する仕組みを作ること。また、国に診療報酬の改善や財政支援を求めることも含め、在宅医療を担う医師の増員や拡充を図ること。
- 3) 医療機関で働く医師の勤務環境の改善に関し、厚労省の「病院等の勤務環境に関するアンケート調査」による「支援が必要な医療機関リスト」に基づき、県としてその医療機関が解決すべき課題を把握し、現行施策である社会保険労務士の派遣や電話相談に加え、勤務環境の改善が確認されるまで必要とされる支援を行うこと。

厚労省の医師確保計画策定ガイドラインは、医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策を指摘しており、勤務環境の改善には労働実態の把握が欠かせない。国の調査を通じて、または県が直接、勤務医の労働時間や残業時間の実態を把握し改善に活かすこと。

改善過程において医師の増員が必要となると想定されるが、県が策定する医師確保計画とも結んで、県として医療機関の医師確保を支援すること。

なお、これらの取り組みについて、国の機関はもとより県雇用労政課とも連携して推進を図ること。

- 4) 2024年度から始まる勤務医の時間外労働の上限規制について、一般医師は年間960時間、一部の医師は年間1,860時間とされるが、月80時間(年間960時間)の残業は過労死ラインである。過労死を助長する恐れがあるため、こうした上限を設定しないよう国に求めること。

医師には医療法に基づく応召義務があることを理由に、上限規制は2023年度まで猶予されるが、すでに勤務医は過酷な労働を強いられており、猶予撤回を国に求めること。

併せて、県内で地域医療確保暫定特例水準(B水準)の対象と想定されるのはどこか、どんな業務か、想定される医療機関名と業務について明らかにすること。

また、B水準は2035年度末までに解消するとされるが、医師の増員以外に解消に向けた有効な手段はないと考えられる。こうした勤務環境に陥らないよう、指定が想定される医療機関の医師確保を事前に図ることが本筋であり、県が支援すべきである。県の考えを示すこと。

- 5) 一部の医学部の入学試験では、女性であることを理由に不当に不合格とされ、大きな社会問題となった。医学部受験において不当な差別が起きないように、国に対策を求めること。

(5) 看護師の確保と労働環境の改善について

- 1) 2025年度の看護師数は全国的に6~27万人(県は3~4万人)不足するとして厚

労省の看護職員需給推計について、「本県の実情との乖離」や「超高齢社会の医療のあり方の変化」を理由に、県は年度目標を設けた計画的看護師確保を否定した。

今回の看護職員需給推計について、医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会の中間とりまとめ（2019年11月15日）は、時間外労働の上限規制と年次有給休暇の付与は考慮したが、勤務時間外インターバル制度や深夜業の回数の影響については織り込んでいないとしている。つまり、この人数でもまだ不足するということである。

県の第7次保健医療計画によれば、人口10万人当たりの看護師数は全国905.5人に対し、県は686.6人（全国45位）と最下位に近い。人口10万人対比で全国平均より219人低いということは、実数では約22,000人の不足に相当する。

こうした実態を「真に改善すべき課題」と認識しているのか、県の考えを示すこと。

また、これだけの人数を増やすには、年度目標を設けた計画的看護師確保が必要と考えるが、年度目標の設定についてあらためて県の考えを示すこと。

なお、県は昨年「働き方改革を踏まえた効果的な確保策を検討」と回答したが、どう検討しているのか、具体的な確保策を示すこと。

- 2) 准看護師を対象とした2年課程通信制養成所の設置について、県は長年「考えていない」との回答に終始してきた。

県立保健福祉大学に看護学科（定員40名）を設置し、県は看護師の養成に尽力しているが、県内には8,500人強（2018年12月末現在）の准看護師もいる。准看護師が看護師にスムーズに移行できるよう、確保策の一つとして2年課程通信制養成所を開設すること。また、予算を増額し修学資金の貸付枠を1学年の半数程度まで拡大すること。

- 3) 看護師の人員配置体制について、昨年度の回答は「各医療機関が法令を遵守する中で、労使協定などにに基づき、自らが提供する実態を踏まえて構築するもの」との認識だが、前述の中間とりまとめは「看護職員確保対策の推進」について、「本課題については、都道府県の積極的な取組がいっそう重要との指摘がある」と、都道府県の役割を強調している。

県として看護師の労働実態を把握することが必要であり、夜勤や時間外労働の実態について調査すること。

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の付与」、「勤務時間外インターバル制度」、「深夜業の回数の影響」を考慮して看護師確保に取り組み、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たす配置基準とすること。

また、県内全ての医療機関で看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないこと。

- 4) 訪問看護や訪問介護でハラスメントの被害者、加害者を生まないように、県として防止に向けた実効性のある対策を講じること。また、ハラスメント対策を研修に盛り込むこと。

被害を報告しやすい仕組みづくりを進め、アフターフォロー体制を事業所が取れるよう、周知し研修を行うこと。

（6）在宅医療提供体制の拡充に向けて

- 1) 在宅医療の推進には、それを担う在宅拠点病院や訪問医師、訪問看護師等の体制が必要である。在宅療養支援病院は増加しているものの、拡充や訪問看護・訪問介護の体制強化を求める声など、地域の医師から在宅支援体制の不十分さが指摘されており、要因の一つとして医療機関に従事する看護師と訪問看護師との賃金格差も指摘されている。

県として将来的に必要な在宅医療の需要を推計し、在宅医療従事者の賃金引き上げを含め、需要に見合う医師、看護師の計画的確保や在宅療養支援病院・診療所を整備すること。

- 2) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、制度作りと体制整備を進めること。

(7) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について

1) 精神科救急医療に関し、精神障がい者を夜間や休日に受け入れる基幹病院や協力病院が少ないのが現状である。精神科救急医療を担う医療関係者に対する研修も含め、早急に医療提供体制の拡充を図ること。

精神科救急医療体制について、ほとんど情報が公開されていないとの指摘があることから、当事者及び家族が誰でも入手できる方法で、救急医療体制、基幹病院、協力病院の一覧等について情報を提供すること。

また、夜間・休日対応窓口について、電話が繋がらないとの指摘があるため、早急に改善を図ること。

2) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、ソーシャルワーカー、臨床心理士、作業療法士、看護師、精神科医などからなるチームで、訪問診察、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を推進すること。

3) 自立支援医療(精神通院)等の更新時の医師の診断書費用を助成すること。

4) 県立総合療育相談センターには常勤の小児科医がいないため、常勤小児科医を早急に補充すること。

5) 血友病患者が年齢を重ねると、関節内出血による関節の変形や頭蓋内出血の恐れが増大し、薬の副作用による内臓疾患等も起こるなど、整形外科や循環器内科はじめ他の診療科の診療・治療が必要となる。安心できる医療提供体制の確立に向け、小児期治療から成人期治療の連携や多診療間との包括診療の連携体制を構築・強化すること。

6) 県立子ども医療センターは基本的に18歳までの入院治療をする連携修練施設であるため、成人した場合は成人が入院できる総合修練施設、連携修練施設を紹介される。しかし、心身障害が重複している重度の患者に対しては適切な治療ができず、県立子ども医療センターに行くように指示されることがあり、行き場を失う。

こうした事態を招かないよう、出生時から県立子ども医療センターで治療を受けてきた心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患患者は、成人後も県立子ども医療センターで入院治療ができるようにすること。

7) かながわ移行期医療支援センターが県民センターに開設されているが、子ども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うこと。

なお、県立子ども医療センターから遠方の病院を紹介され、困惑することがある。患者一人ひとりに適した支援を行うよう働きかけること。

(8) 災害時の透析患者への対応について

1) 緊急災害発生時の透析患者の移動手段、通院手段について、迅速に透析医療を確保できるよう搬送車両に「災害緊急車両」と明示するなど、システムづくりを進めること。

現在のシステム(県公安委員会の規制除外車両通行証明書)では緊急の場合に間に合わないことが予測されるため、事前に申請していない場合でも「災害緊急車両」として扱えるような仕組みを作ること。

(9) 診療報酬について

中央社会保険医療協議会の2020年度診療報酬改定に係る答申書には、医師・従事者の働き方改革、一般及び療養病棟の入院基本料、救急医療管理加算、急性期医療の標準化などに関わって附帯意見が付けられ、これらに関する調査が今年度及び次年度に行われる。また、厚労省は急性期病床の統廃合に関わって病院名を公表し、県内10病院の名前が上がった。

1) こうした事態も考慮し、高度急性期病床や急性期病床の統廃合、急性期病床からの患者の追い出し、また療養病床の削減を進めないよう、診療報酬の改善を求めること。

国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化し、病床の機能分化を推進してきたが、このため病床転換を図った医療機関もある。7対1入院基本料の算定要件の過度な厳格化を撤回するよう、国に求めること。

- 2) 地域の医師からは、在宅医療を評価する診療報酬上の仕組みが不十分との声が聞かれる。在宅医療に関わる診療報酬の引き上げを国に求めること。
- 3) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、必要な診療報酬上の措置を講じることや、医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。
- 4) 地域別診療報酬の設定に関し、県は「医療費適正化に向けた実効性」との関連を回答しているが、導入の狙いはまさに医療費抑制（医療費適正化）にある。居住地による受療権の格差や隣接都道府県間等での混乱が医療関係者から指摘されていることから、全国一律の診療報酬を踏襲すること。
- 5) 精神科特例による患者への差別的対応が、人権侵害として告発されている。精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善するよう国に働きかけること。
- 6) 今後高齢化が進行するが、高齢社会に対応した医療提供体制の充実に向け、特別養護老人ホーム等の施設入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を国に求めること。

(10) 医療機関における差額ベッド代の取扱いについて

- 1) 医療機関の差額ベッド代について、厚生労働省通知（保医発0305第6号）の内容が徹底されていないと思われる請求事例が後をたたない。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会での質問に対する健康危機管理課長の答弁でも、本人希望により契約が発生すること、そうでない場合は発生しないことが確認されたが、あらためて県内医療機関に国の通知の内容を周知すること。

また、差額ベッドの利用に伴う同意書について、差額ベッドの利用は患者や家族に選択の余地があることを丁寧に説明するよう、医療機関に徹底すること。

(11) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による健康被害の防止と救済に向けて

- 1) 子宮頸がん予防ワクチン接種によると思われる副作用被害について、県内の被害者の救済状況を毎年把握し、救済措置を受けられない被害者についてはその原因を明かにし、県として早期に救済策を講じること。県の救済策の一つとして、通院・入院等の医療費助成制度を再開すること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

- 1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は医療保険制度の崩壊にもつながりかねないことから、保険者、医療機関、患者の多様な意見があるとしても、混合診療の拡大を行わないよう国に求めること。また、社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

(2) 国民健康保険について

- 1) 1984年時点で、療養給付費等負担金と財政調整交付金の保険給付費等に対する負担割合は、全国ベースで保険給付費の約60%（医療費の約45%）であった。国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げするため、国庫負担を1984年当時の水準（少なくとも1兆円規模の増額）とするよう国に求めること。
- 2) 保険者努力支援制度の決算補填等を目的とした法定外繰入に関する加算減算双方向での

評価について、保険料の引き上げを誘発することから国に中止を求めること。

3) 子どもの均等割の廃止を国に求めるとともに、県内市町村においても廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

4) 神奈川県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」）が改定されるが、国の策定ガイドラインはあくまでも技術的助言である。

国保運営方針にある決算補填等を目的とした市町村法定外繰入に関し、国保への国庫負担が不十分であり、神奈川県調整交付金が全国2番目に少ない事情を考慮し、神奈川県においては市町村の判断に基づく繰入を認め、素案では原則令和5年度（一部令和8年度）とした段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。

5) 国保運営方針では、財政安定化基金からの交付は「特別な事情」がある場合に限り認められ、「保険料収納額が大きく低下した場合」に限定されている。市町村を想定した収納に関わる規定だが、インフルエンザの流行や今回の新型コロナウイルス感染症の拡大など、予算編成時には見込めない事情による医療費の高騰も考えられる。

医療費の高騰は保険料（税）負担に直結することから、県の国保特別会計への交付を行う必要があると考えるが、県の考えを示すこと。なお、この場合の補填ルールについては、県として財政措置を図り、国3分の1、県3分の2とすることが考えられる。

6) 収納率の向上に関し、国保運営方針の「収納率向上に向けた取組の推進」の項に「市町村は、効率的・効果的な滞納整理を実行する」とあるが、加えて「市町村は滞納整理において、財産等がなく納付が困難な者に対しては執行停止処分を行うとともに、必要に応じて生活保護や生活再建に関わる担当課と連携した対応を行う」と明記すること。

これに関し、今回の素案で「国保事務の広域的及び効率的な運営の推進について」の「ク」の項に、徴収（税）吏員の業務として「滞納者が生活困窮状態にあるときは、生活再建に関する相談窓口に取り次ぐこととする」と明記したことを高く評価するものだが、上述の部分は、市町村の責務として強調する意味もある。

また、表16によれば「多重債務相談の実施」は2015年度の9市町村から2018年度には7市町村へと減少しているが、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、全市町村に助言・指導すること。

さらに、収納対策として2018年度に「タイヤロック」を行った自治体が10あるが、「生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わない」ことを国保運営方針に明記し、市町村への助言・指導を強めること。

7) 「市町村事務処理標準の設定」に関し、県国保の被保険者総数の約4割を占める横浜市は、被保険者証の有効期限を2年、短期被保険者証の有効期限を1年としている。同一国保にもかかわらず市町村によって有効期限に差異が生じており、標準化を図る観点から、国保運営方針に横浜市同様の被保険者証、短期被保険者証の有効期限を明記すること。

横浜市をはじめ県内8自治体が資格証明書を交付していない。受領権の侵害となる資格証明書は交付しないことを国保運営方針に明記すること。また、資格証明書交付自治体に対し、受療権が阻害されないよう指導・助言すること。

8) 多くの市町村の保険料（税）独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としている。低所得世帯は著しい変動はないことから、“使えない”減免制度となっている。国保運営方針に生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする生活困窮減免制度を例示的に記載し、この水準以下の市町村の減免制度の拡充を図ること。また、保険料（税）の減免規定に関し、生活実態にあった運用とするよう市町村を指導・助言すること。

9) 特定健診の受診率向上に向け、市町村とも連携して健診受診料の無料化に取り組むこと。

10) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を、維持すること。併せて、補助単価を実際の健診費用に見合うよう改めること。

また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

- 11) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助制度を創設すること。

(3) 後期高齢者医療制度について

- 1) 昨年12月の全世代型社会保障検討会議の中間報告には、2022年度から一定所得以上を対象として窓口2割負担化が盛り込まれた。国に対し窓口負担の原則2割負担化を行わないよう強く求め、廃止・縮小された保険料特例軽減措置の復活を求めること。
- 2) 県後期高齢者医療における保険料負担率は、制度開始当初(2008年度)の10%から今期(2020~21年度)は11.41%へと増大している。上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。
- 3) 県後期高齢者医療制度の被保険者の約9割が、所得200万円未満である。今期の保険料率は所得割は0.49ポイント引き上げて8.74%、均等割は2,200円引き上げて43,800円とされた。この制度の財政運営は2年で、現在期中だが、次年度に向けてあらゆる財源を活用して保険料の引き下げを図るよう、県広域連合に助言すること。
- 4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みであることから、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう、県広域連合に助言すること。
- 5) 保険料の年金天引きが行われているため、短期証が交付される保険料滞納者はもっぱら納付書で納付している低所得者と想定される。制度開始当初、県広域連合は有効期限4年4カ月の被保険者証を交付し、短期証交付要綱は「できる規定」であることから短期証は交付せず、後期高齢者の受療権を保障する全国的にも高く評価される運営を行っていた。
短期証は滞納者へのペナルティーとして使われていることが懸念されるため、受療権を保障する観点から短期証の交付は中止するよう、県広域連合に強く助言すること。
- 6) 保険料減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。前述の所得状況からも生活保護基準130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、県広域連合に強く助言すること。
- 7) 口腔ケアの重要性を鑑み、後期高齢者医療広域連合における歯科健診に関し、希望する県内の全ての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

なお、この歯科健診は国庫補助事業であり、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものである。

[3]. 医療費助成制度の拡充に向けて

(1) 県の3つの医療費助成制度全般について

- 1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。
県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無い。早急に制度の改善を図ること。
- 2) 対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、3つの医療費助成制

度の市町村への補助率を全市町村とも2分の1とすること。

(2) 小児医療費助成制度について

- 1) 中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。
- 2) 通院の医療費助成において、高校卒業までの大井町を含め、県内では伊勢原市、大磯町を加えた31自治体(2020年10月1日現在)が中学校卒業までを対象としている。県の助成対象を直ちに就学前から中学校卒業までに引き上げること。
- 3) 市町村の小児医療費助成制度において、一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされる。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

なお、県制度が通院助成を長期にわたり就学前までとしていることと、県が最初に一部負担金を導入したことが要因の一つであり、「助言する立場にない」などと静観する態度は許されない。広域自治体として県内の子どもに責任を負う立場から「助言」すべきであり、制度施行当初の市町村への補助率を見ても、県には道義的、財政的責任があることを銘記すべきである。

(3) 重度障害者医療費助成制度について

- 1) 重度障害者医療費助成制度の対象を通院・入院とも精神障がい者2級まで拡大し、精神障がい者1級の入院助成を早急に実施すること。そのため、各市町村にも働きかけること。
また、県は重度障害に相当するのは精神障がい者1級としているが、2級であっても医療の必要性は変わらないと当事者団体は指摘している。精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も含めて検討すること。
- 2) 市町村の障害者医療費助成制度の格差解消に向け、県の重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改名し、助成対象の拡大や市町村補助率の引き上げなど県制度の拡充を図ること。
- 3) 療育手帳B判定の方の多くは、障害基礎年金2級の支給額と工賃の合算で月収は10万円を下回ると指摘されており、膀胱直腸障害3級・4級の方を助成対象にするよう、切実な要望も寄せられている。必要であれば前述の措置や市町村協議を進め、これらの方々を助成対象に加えること。

(4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

- 1) 高齢者医療費助成制度を復活し、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割とするよう国に求めるとともに、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。

(5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

- 1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、国に求めること。
- 2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。酸素飽和度を測定するサチュレーションモニターやバッテリーなどの購入費を助成すること。

[4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(1) 介護給付費抑制策からの転換

1) 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、今後検討される要介護1・2の家事援助の地域支援事業への移行、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

(2) 1号被保険者の介護保険料について

- 1) 厚労省によれば65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第7期は5,869円へと2倍になっている。本年3月に出された「2040年に向けた介護保険制度の在り方に関する調査研究事業報告書」によれば、1号被保険者の第8期介護保険料は、施策にもよるが6,100円~6,290円(4ケースで分析)、また1号被保険者の保険料負担率を30%と想定した場合、2030年は9,380円、2040年は10,120円、2045年は10,500円となるシミュレーションを示している。介護保険財政の制度設計に重大な問題がある。第8期保険料の抑制を図るため、国25%としている公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。
- 2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して、県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。また、介護利用料についても低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。
- 3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、あらためて市町村に周知すること。

(3) 介護報酬に関して

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要であり、国に介護報酬の10%以上の引き上げを求めること。
- 2) 同時に、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げや利用者の負担増を招くことから、その財源は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

(4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、認知症や障がい、介護者がいない、または介護者が高齢または病弱であるなどにより支援が期待できないなど、やむを得ない事由がある要介護1・2の方は特例的に入居が認められている。直近の特例入所件数を明らかにすること。また、関係機関や事業所にこの趣旨を周知し、初めから該当しないと受付を拒否されることがないようにすること。加えて、介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。
- 2) 県内の特養待機者数は13,932人(2020年4月1日現在)と聞く。第7期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,100床の特養を整備する計画だが、現時点での特養整備状況を示すこと。また、各市町村の実態を把握し、申請後1年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。
- 3) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加が実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)や利用者負担を招いている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。

- 4) 災害時や緊急時の対応も想定し、介護老人保健施設や介護医療院において人工透析患者も入所できるよう、透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

(5) 自治体の新総合事業について

- 1) 新総合事業のサービス類型は市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の介護予防給付に相当するサービスを、希望する人には継続して受けられるようにすること。
要支援認定者数、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の各利用者数、及び新総合事業のA事業（訪問サービス、通所サービス）利用者数の推移を、2015年3月末との比較で示すこと。
- 2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。
- 3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

(6) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) ヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員など、介護人材確保の進捗状況を明らかにすること。介護職は2025年度には約21,000人が不足すると見込まれていることから、介護人材確保策を強化し、年度目標を持って確保に努めること。
- 2) 介護職の賃金状況に関し、施設型、居宅型（通所サービス、訪問サービスなど）、地域密着型のサービス類型別に、処遇改善や賃金引き上げの状況を示すこと。
併せて、移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。
- 3) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の3つが挙げられている。
利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として、賃金を引き上げるよう国に求めること。
- 4) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及することは重要な取り組みの一つと考えられる。

(7) その他介護保険制度全般に関して

- 1) 国は療養病床の介護医療院への転換を誘導するため移行定着支援加算（1年間）を設け、県も「今後3年間は、介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を優先する」と、介護医療院への転換を推進している。
しかし、医療療養病床から転換した場合は施設基準が下がり、2018年度介護報酬改定で設定された介護医療院の報酬が次期改定でも保障されるとは限らず、施設基準の経過措置も継続されるとは限らない。また、国の介護給付費抑制策の下では、特養同様に入所制限が設けられることも想定される。しかも、現在介護職不足であり、国が謳うサービスが十分に給付される保障はない。療養病床の介護医療院への拙速な転換は控えること。
- 2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が行われようとしているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。

- 3) 介護利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。また、利用料の原則2割負担化には反対すること。
- 4) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られるが、こうした滞納者が増えている。要介護認定自体が介護サービスの必要性を証明しており、身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となる。
この結果、重篤な状態に陥り高額な医療費を招くとしたら、医療費抑制を主眼に作った介護保険制度にも関わらず、本末転倒の愚策である。年金給付の引き下げなど、そもそも「収入の公平」を保障せずに「負担の公平」だけを問題にすること自体が論外である。
県として介護サービス利用者は「特別な事情」に該当すると判断し、保険料の長期滞納があっても給付抑制を行わないよう、強く市町村に助言・指導を行うこと。
- 5) 財務省の財政制度等審議会の建議（2019年6月19日）は、介護利用料の原則2割負担化、ケアマネジメントにおける利用者負担の導入（ケアプランの有料化）、要介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業（自治体事業）への移行、第8期からの介護調整交付金のインセンティブとしての活用などに言及している。これらはどれも負担増や介護認定と介護給付の抑制、徴収強化などに結びつくものであり、介護保険制度の大改悪であることから、こうした制度改定は行わないよう国に強く求めること。
- 6) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。
- 7) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、市町村への指導を強めること。
- 8) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。訪問介護における利用者・家族からのハラスメントを防止するため、ハラスメントが起きた場合の対応をヘルパー等の研修項目に加えること。
事業所の管理者を始め職員の研修を実施し、ハラスメントを許さないという認識及び対策を共有するなど実効性のある対策を講じること。

[5]. 高齢者福祉の充実に向けて

- 1) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう市町村に指導・助言すること。
- 2) 県が行っている高齢者の見守り事業に関し、孤独死などを未然に防ぐことが可能か、不足している課題は何かを明らかにすること。また、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりに関し、モデル事業のノウハウの普及にとどめず、県として市町村や政令市の行政区別に数値目標も設定して、見守り事業の推進状況を把握すること。
- 3) 市町村とも連携して、緊急時の対応や関係機関等の連絡先など、高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるもの作成すること。
- 4) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、助成措置を講じること。

[6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

(1) 県として以下のことを実施すること

- 1) 高齢者の生活実態の把握は施策を検討する上でも必要であり、年金は老後の生活保障としての重要な社会保障制度であることから、県内の年金支給実態を把握し公表すること。
- 2) 県内の無年金者を把握し、県として一定の救済措置を講じること。

(2) 以下の事項を国や関係機関に求めること

政府はマクロ経済スライドという、毎年度の年金の改定率を物価や賃金の伸び率より低く抑えることで年金を目減りさせていく仕組みを作った。高齢者の暮らしを圧迫していることから、以下の事項を国に要望すること。

- 1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく、無年金者に対す救済措置を講じること。
- 2) マクロ経済スライドは廃止し、年金給付の削減は中止すること。年金積立金の取り崩しなど有効な施策を実施し、給付水準を維持すること。
- 3) 物価スライドに使われる消費者物価指数は高齢者の生活実態を反映しておらず、低所得者の生活実態を反映した指数を採用するよう見直すこと。
- 4) 年金支給開始年齢を引き上げる動きがあるが、年金制度への信頼性を損なうものであり、これ以上の引き上げは行わないこと。
- 5) 未納保険料の追納に関し、後納可能期間を長期に延長し無年金者の減少を図ること。
- 6) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 7) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。
- 8) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

[7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

生活保護制度は国民の生存権を守る「最後の砦」である。生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。生活保護基準の引き下げは憲法が保障した人権を奪い取ることに他ならない。

(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について

- 1) これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、国に要望すること。
- 2) 高齢加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すよう、国に要望すること。
- 3) 受診の度ごとに福祉事務所に医療券を発行してもらわなくても済むよう、医療証制度の創設を国に要望すること。
- 4) 2018年4月以降に保護を開始された人の場合は、一定の条件を満たす場合にエアコンなどの冷房器具購入費（上限5万円）と設置費用が認められたが、同年3月以前に保護が開始された人には適用されない。
同年3月以前に保護が開始された人への適用を国に求め、また、エアコンが壊れた時の修理や買い替えも「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。
- 5) ケースワーカーの過重負担軽減のため、標準担当世帯数の見直しを国に求めること。

(2) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護基準が引き下げられ保護費の削減が行われており、生活保護受給者援護のため県独自に夏季と年末に福祉手当を各1万円支給すること。
- 2) 県内の貧困実態について調査するとともに、県内の捕捉率を明らかにすること。
- 3) 熱中症対策として、エアコンを必要とする世帯へのエアコン購入への援助を県独自でも行うこと。
- 4) ケースワーカーの対応が不十分で支援が行き届いていない例が散見される。「生活保護制度は憲法25条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利であ

る」という立場から、ケースワーカーの権利意識や法的知識の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援ができるよう、研修を重視して取り組むこと。

また、一人当たりの担当世帯数を調査し、標準を超えている自治体のケースワーカーを増員すること。

5) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないことや、住宅扶助の引き下げに基づく転居などを強制せず、対応を丁寧・柔軟に行うこと。

6) ガイドラインで設備などが定められていた無料低額宿泊所について、2018年の社会福祉法の改正により都道府県、政令指定都市、中核市においては「設備及び運営に関する基準」が条例化された。また、事前届け出制、最低基準の設置、改善命令が創設されたことにより、悪質な事業者を規制する仕組みが作られた。適切な監査を実施し、消防法・建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行うこと。

入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行い、入居者の生活が守られるようにすること。また、利用者の転居希望の有無と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。県として自立支援施設を設置すること。

(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が2015年度から始まった。

仕事が見つからない、失業して家賃が払えない、家計のやりくりがうまくできず借金を返せない、住むところがないなどの相談に対する「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、ハローワークなどと連携し仕事探しを支援する「就労支援員による支援」、研修や職場体験を通じて就労に必要な力を高める「就労準備支援事業」、就労訓練や支援つきの雇用を提供する「認定就労訓練事業」、「家計改善支援事業」、宿泊場所や食事を提供しながら安定した生活に向け支援する「一時生活支援事業」、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所作り、保護者への進学助言などを行う「子どもの学習・生活支援事業」などを活用し、支援を強めるとともに、以下の事項を実施すること。

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないように、子どもへの学習支援を強化すること。中学生向けの学習支援について、部活動を終えた後にも参加しやすいよう、時間や場所、スタッフの配置などの対応を図ること。
- 2) 生活保護に至る前の段階で生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、社会的、経済的に自立することを目的に、福祉制度の手続きや個々の状況に応じる「就労支援員による支援」について、本人の意思に反して強制的な面接や就労に急がせることがないように、法の趣旨を踏まえ相談者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。
- 3) 研修や職場体験を通じて就労に必要な力を高める「就労準備支援事業」や就労訓練、支援つきの雇用を提供する「認定就労訓練事業」についても、法の趣旨に則り、相談者の意思を尊重しながら適切な支援と丁寧な対応を行うこと。
- 4) 生活保護を利用できる人が自立相談窓口に戻され、生活保護制度から排除されることがあってはならない。運用に配慮するよう指導すること。

[8]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 2014年に障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法も制定されたが、障がい者の人権を守るために、また障がい者に対する理解の普及・啓発にとどまらず条約の理念を県のあらゆる施策に反映するために、早急に障害者差別解消条例を制定すること。

そして、条例の内容としては、不利益的な取り扱いの禁止、合理的配慮の明確化と例示、地域相談員などの設置、差別を受けた障がい者の救済など、京都府で制定されたような総合的で具体的な対応を示した障がい者差別解消条例とすること。

また、条例制定にあたっては広く障がい者団体から意見を聴取すること。

- 2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。

障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、すべての事業所に知らせるとともに、広報やポスター等を掲示し、直接県民にわかりやすく周知すること。

- 3) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対しての理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場で、実際に支援を行うなどの体験研修を行うこと。
- 4) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。

(2) 障がい者への経済的支援の強化について

- 1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は廃止すること。
- 2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、グループホームへの支援だけでなく、賃貸住宅に住んでいる方への家賃補助制度を創設すること。
- 3) 高齢障がい者を介護している家庭や一人暮らしの障がい者に向けた支援を充実すること。
障がい者総合支援法の自立生活援助が、見守り事業の拡充だけでは不十分であり、地域生活を支援する制度を充実させること。また、経済的援助を含む支援体制を確立すること。
- 4) 市町村が実施している福祉タクシー制度の県内共通利用について、県が財政支援を図ること。県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じるとともに相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるように報酬を引き上げるよう国に求めること。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。
- 3) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、児童発達管理責任者の養成に力を入れるとともに事業所への報酬を引き上げ、質の向上を図りながらも事業が存続できるように支援の強化を図ること。
- 4) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。往療（出張）するためのガイド、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置する制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。
- 5) 日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにもますます必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人当たりの算定額の増額や生活保護受給者1人当たりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。
- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが、これまで県が支援しているにもかかわらず不足している。
原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように早急に改善を図ること。また、県として地域の総合病院にショートステイができるようにベッドを確保するよう働きかけるとともに財政的支援を行うこと。
- 3) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村まかせにせず、県独自の支援策を講じること。
- 4) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

(5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

- 1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援を市町村まかせにせず、すべての市町村が支援事業を実施できるように県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。
- 2) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、「神奈川県障がい福祉計画」の整備目標を達成するために、市町村への情報提供だけでなく、県として財政支援を含め積極的に支援すること。
- 3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助率を県独自の引き上げすること。

(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

- 1) ライトセンターの施設改修については、小規模改修の負担を県が責任を持つように基本協定を見直し、県として進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。
- 2) 神奈川県社会福祉会館の建て替えについては、福祉関係団体が地域の福祉ネットワークを維持・向上できるよう、施設の使用料を免除するなど、これまでの施設の利用条件を変更しないよう県が支援すること。

[9]. 未病関連事業予算について

- 1) 未病関連事業に使っている予算を介護予防や特定検診、特定保健指導、がん検診など、これまで市町村が、既存の法体系で取り組んできた施策の充実のために振り向けるなど、未病関連事業は抜本的に見直すこと。

- 2) 未病の概念はいまだに県民に浸透していない。この概念の普及をやめ、ほぼ同様の意味で使われてきた介護予防や健康維持という言葉に変え、市民に分かりやすい事業名とすること。

《 4 》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政において、機能の充実と体制強化を図ること。労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を抜本的に強化すること。
また、労働相談の周知活用を図ること。その際に、フリーランスや個人事業主も対象となり得ることを周知すること。
- 2) 労働基準法など労働法規を遵守するよう、指導・助言・啓発を強めること。労働センターの相談などで県が違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と連携し、是正を図ること。
- 3) パワハラ・セクハラなどの人権侵害、それらが横行するブラック企業を根絶するために実態調査を行うこと。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れ、解決に向けた施策を進めること。
- 4) 範となるべき神奈川県庁内職場において、長時間労働や人権侵害を許さないことが何より求められている。十分な人員確保と民主的な業務運営に努めること。

(2) 神奈川県労働委員会の体制強化について

- 1) 神奈川県労働委員会では、コロナ禍も加わり労働案件は増加し、事務処理の工夫ではカバーしきれない状態となっている。より迅速な対応が可能となるよう、予算の増額と体制強化を図ること。
- 2) 審問室の複数確保とともに、控室の拡充を図ること。現在、密を避けるため会議室を借りての審問も行われているが、今後も会議室利用も取り入れ、迅速な審理を保障すること。

(3) 企業への指導・啓発について

- 1) 県内大規模リストラに対し、労働局と連携し情報収集に努めるとともに、自治体の立場から雇用と地域経済を守る視点を明確に示すこと。
- 2) 非正規労働者を含め、黒字リストラなど安易な解雇・雇止めを行わないよう、企業に対し働きかけを強めること。
- 3) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、雇用対策の一環として事前公表させ、労使間協議にとどまらず下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な働きかけを行うこと。
- 4) 改正労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者の雇止めが生じないように、情報収集や事後対応にとどまらず、啓発・はたらきかけを強めること。

(4) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 高校、専門学校、大学など学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに確保し、充実させること。

- 2) 高校生用の働くルールのパンプを充実させ、出前講座等の要請があった学校だけではなく、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して活用を図ること。
- 3) 毎年発行している労働手帳の増刷と併せ、当該労働者に広く知ってもらうよう工夫すること。

(5) 職業訓練校の拡充について

- 1) 県立産業技術短期大学校西キャンパスの建替え工事、代替施設の仮移転については、機能低下にならないよう、また、移転による利用者負担が生じないように進めること。
今後も関係団体への丁寧な情報提供及び情報交換などの懇談を行い、要望等をしっかり受け止めること。
- 2) 県立職業技術校について、訓練内容の充実を図ること。職業訓練の実効性を保つために、訓練費用を無料とし、交通費や生活費を補助すること。

(6) 企業への助成金のあり方について

- 1) 大企業への助成はやめること。また、「インベスト神奈川」や「セレクト神奈川100」など県が誘致した企業が労働者の大量解雇や重大な法令違反を行った際には、企業誘致の趣旨に鑑みて助成金の支給を中止する旨の要件を設けること。
- 2) 助成金制度において、中小企業支援を充実させること。補助要件として「県内雇用や県内発注」など、県内経済の発展に寄与する要件を明記し、実施状況の把握に努めること。

(7) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

- 1) 県内事業所に対して、雇用確保と正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。また、引き続き国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう求めること。
中小企業については、雇用確保・拡大に向けた支援策の充実を図ること。県としても、正規雇用を増やすこと。
- 2) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルール の 定着を図ること。高度プロフェッショナル制度は長時間労働を合法化する危険性があるため、国に廃止を求めること。
- 3) 国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても取り組みを強めること。
少なくともプランが示した目標に対して、県内の数値目標を設定し、推進を図ること。
- 4) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化に向けた啓発を強めること。
- 5) 経済団体・企業などに、高校卒者の正規雇用を増やすよう要請すること。
- 6) 就職も進学もせずに卒業した青年について、県として状況を把握し、就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。

(8) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺を防ぐために、全ての労働者の年間総実労働時間が1,800時間以下となるよう、働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。
- 2) 全ての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、最低賃金「時間額1,500円以上」の実現を国・神奈川労働局に強く働きかけること。この際に、中小企業への支援と一体で行うこと。

- 3) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請することは有効である。経営者団体等に働きかけを強めること。

(9) 高齢者の労働環境改善に向けて

- 1) 全ての企業に対し、「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

(10) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 障がい者雇用の促進するため、企業への情報提供や研修会の開催、ジョブコーチ制度の促進、雇用奨励金の創設など、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を講じること。
- 2) 県として、遅れている知的障がい者や精神障がい者の雇用を引き続き促進させること。そのために、障がいの特性に合った業務内容とすること。
また、働く上での補助者やジョブコーチなどに配慮し、障がい者が働きやすい環境を整えること。
- 3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、引き続き国基準を上回る職員の県単加配を継続するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。
空調設備をはじめ、施設設備の老朽化対策を実施すること。
- 4) 県のすべての部局において、仕事を発注する際には、障がい福祉サービス事業所等への優先調達や業務委託を行う事業所を優先する旨を明らかにすること。
また、指定管理者においても、上記の要件を堅持すること。

(11) 外国人労働について

- 1) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について調査し、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入など雇用主等への啓発・指導を行うこと。相談に対応するとともに、実態及び課題の把握に努めること。
外国人技能実習機構を本県にも設置するよう、国に要望すること。また、現行の地域協議会の積極的な活用を図り現状を踏まえること。
- 2) 外国人労働者の権利を守る様々な基準やルールを徹底するために、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、啓発・周知にとどまらず、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートする機能を作ること。
- 3) 外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている実態が指摘されており、技能実習生への人権侵害が後を絶たず、逃亡や行方不明者も出るなど、諸外国からも批判を浴びている。県として、この制度の改善を強く国に求めること。
また、外国人雇用主に対し労働法規の啓発・周知を強めるとともに、母国語の労働手帳を発行し、全ての外国人労働者に配布すること。
さらに、地域協議会で指摘されている問題について、対応内容を明らかにすること。
- 4) 神奈川県が国家戦略特区として行っている外国人家事支援人材事業は、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大するものである。
家事支援の分野は実態把握が困難であり、セクハラ、パワハラなどが生じやすい分野である。そこに外国人を就労させることは、人権侵害や労働条件の不履行などが懸念される。また、保育や介護など、家事支援以外の労働が無資格で行われる可能性も否めない。こうした事態を招かないよう、有効な対策を講じること。
- 5) 家事支援外国人受入事業の事業推進状況を、具体的に明らかにすること。家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。

また、神奈川県第三者管理協議会は、昨年、行政機関以外の参加はなじまないとの回答を受けているが、リアルな実態を把握する必要があり、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。

(12) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保へ

- 1) 公契約条例を制定し、県が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の適正な賃金が確保されるよう指導すること。
条例制定にあたっては、「末端の下請労働者の賃金実態を行政主導で把握する仕組み」、「違反がある場合、当該労働者が告発できる制度」、「違反企業に対する罰則の明確化」などを盛り込み、実効性のあるものにする。
- 2) 庁舎等清掃業務については積算要領を作成しているとのことだが、他の委託業務についても積算要領を作成すること。
- 3) 県の委託業務に関わり、委託先が変更になった場合など、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、誠実な対応を事業者を求めること。

(13) 県内争議の早期解決に向けて

- 1) 県内争議の早期解決のため、労働委員会決定の履行も含め、助言などの働きかけを強めること。
- 2) 地域経済への影響という観点から、相談の有無に関わらず、事業者に対して安易なリストラや退職勧奨などを行わないよう働きかけること。

(14) 福祉労働者の処遇改善に向けて

- 1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件改善のため、支援策を拡充すること。
また、賃金支払い状況・受け取り状況の把握を行うこと。
指定管理施設においては、現行の「労働環境セルフチェック表」によるモニタリングでは極めて不十分のため、社会保険労務士会などによる労働審査制度を導入すること。

[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 中小企業への支援強化に向けて

- 1) 企業誘致や海外進出支援以上に、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、中小企業向け予算を大幅に増額すること。
また、企業誘致の際には、県内雇用や県内発注を要件とすること。その状況把握にも努めること。
- 2) 中小企業支援のために、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合いを県民に明らかにすること。

(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について

- 1) 地域経済と社会を支える個人事業や家族経営等の役割を明確化し、その評価を各施策に反映させること。
- 2) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握に努めること。
その際には、消費税増税に伴う複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。

- 3) 調査対象を増やし、業種別規模別の実態把握を行うこと。小規模企業に対しては、とりわけ丁寧な調査・把握を行うこと。
- 4) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員公募にあたっては小規模事業者枠を拡充すること。

モニター制度では、小規模事業者の意見が恒常的に反映できる仕組みを確保すること。この点では、個人事業者・小規模事業主を含む団体も審議会委員などの対象とすること。

(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

- 1) 循環型地域経済への転換という点からも、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。とりわけ小規模企業に対して直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。
- 2) 経営基盤の弱い小規模企業や小規模事業者には、社会保険料や消費税の負担は重くのしかかっている。県の取引業者も含め、実態調査の上、下請け二法の順守を働きかけるとともに、適正な取引のためのガイドラインを設けるなど、単価と労働時間が確保されるよう対応すること。
- 3) 県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい制度を創設すること。そのためには、売上減少のみを要件とし、手続きを簡略化したものとする。また、経営指導、技術指導と結びつけて、経営支援を強化すること。
- 4) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用など事業承継及び新規開業を支援する仕組みを作ること。
- 5) 料飲業者に対する警察の過度な取り締まりを行わず、料飲業者の営業の自由を保障すること。

(4) 融資制度の改善について

- 1) 税金滞納・事故・免責・親族の債務・赤字決算など困難な事例を抱える事業所に対しても、融資から排除することなく、滞納があっても融資への道を閉ざさず、中小企業支援の金融機関と連携し、融資できるようにすること。
- 2) 融資を可能とする観点からアドバイスを行うなど、金融機関に対しコンサルタント機能を発揮するよう要請すること。また、困難な事業所に対しては、産業振興センター活用を含め丁寧な支援体制を整えること。
- 3) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を、引き続き実施すること。

(5) 異業種連携活動事業への支援について

- 1) 国及び地方において、この間異業種交流グループの実態調査が行われていないが、神奈川県内の交流・連携グループ活動の実態調査を行うこと。
昨年、実態調査を行う必要性が認められないとの回答であったが、中小企業基本法においても位置づけられている異業種グループの連携について、県の認識を示すこと。
- 2) 「神奈川異業種グループ連絡会議」が、神奈川、東京を主体として全国の中小企業に参加を呼びかけ、2003年に設立した「まんでんプロジェクト」の活動を支援すること。
昨年、支援の必要性について判断できないとの回答であったが、現実に支援していた事業に対する回答としては、非常に不見識と思われる。この点の認識も、併せて示すこと。
- 3) 東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

(6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 環境保全や地域防災を担う建設・土木工事業者への経営支援を強めること。
- 2) 未病に名を借りた空き店舗対策にとどまらず、商店街の活性化、後継者対策、地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。
- 3) 昨年度は小規模工事登録制度の実施は行わないとの回答であったが、入札参加資格がなくても高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しのために、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を実施すること。
- 4) 小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設し、市町村と連携して全県に広げること。また、市町村リフォーム助成制度に対して補助すること。
- 5) 現場説明書「県内産業への配慮」の内容を引き続き堅持し、下請発注に際しては県産材・県内資材などの優先利用や地元の工務店・大工等地元業者への優先発注を拡大するよう、現場説明書に明記すること。
また、県の公共施設や住宅の修繕において、県産材などの利用や地元の工務店・大工への発注を拡大すること。
- 6) 中小工事への大手の参入を規制する「条件付き一般競争入札」の普及を、引き続き図ること。

(7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について

- 1) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。商業環境や交通、ゴミ以外の生活環境に関する情報提供も義務づけ、単なる周知にとどまらず、立地予定地の住民への説明と合意を得る仕組みを作ること。
- 2) 生活環境への配慮をしていれば、地域的な儒教状況への影響は考慮しなくてもいいとする大規模小売店舗立地法13条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な発展を阻害し、ひいては生活環境の悪化も免れない。
地域的需給状況の勘案を不要とする第13条は、地域の発展を願う自治体の立場とは相容れないものであり、廃止するよう国に働きかけること。
- 3) 大規模小売店舗立地法の対象にならない大資本が経営する小規模店舗の出店に際して、近隣商店との話し合いを義務づけ、商業調整を行うこと。
- 4) 小規模事業者の事業承継は、地域にとって大きな課題でもある。事業継承がスムーズに行われることは、小規模事業者が事業への展望を見出すための大きな要素となる。
県として事業継承を引き続き支援すること。また、事業継承における問題点への認識を明らかにすること。

(8) 税制・税務行政などに関して

- 1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされているケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法に基づき滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応を行うこと。国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を、厳格に守ること。
- 2) 滋賀県野洲市が市税等の滞納者をワンストップで支援している事例は全国的に有名だが、このような取り組みも参考に、生活支援と結びつけた税務業務を推進すること。
- 3) 納税緩和措置を知らない滞納者に対し、納税緩和措置と申請に関する説明を丁寧に行うこと。
- 4) 県税関係の申告書等に関し、マイナンバーの強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても引き続き受理すること。

5) 消費税率を10%に増税して以降、家計消費は冷え切っている。社会保障の財源は逆進性の強い消費税に求めるべきではない。

消費税に頼らない税制を国に求めること。当面、消費税を大幅に引き下げるよう、国に求めること。

[3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために

(1) TPP・EPA・日米貿易協定について

1) 関税ゼロを原則とするTPP、TPPを上回る譲歩を含む日欧EPA、日米貿易協定の発効など、歯止めなき輸入自由化は農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。日米貿易協定は実質上のFTAであり、農水省の試算でも農産物の国内生産量額は1,000億近く減少するとされている。遺伝子組み替え作物等、食の安全も懸念される。

県が注視すべきは国の対応だけではなく、県内生産者への影響である。家族農業を守り食料主権を守るため、TPPからの離脱、日欧EPAの解消、日米FTAの中止を国に申し入れること。

(2) 食料自給率の向上について

1) 農業人口の減少と高齢化の中にあつて、食料自給率は2018年度はカロリーベースで37%となり、食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は低下傾向で推移している。

国の施策について県は要望しないとしているが、国の農業施策は本県にも影響が大きい。本県の自給率も生産額ベースで14%、カロリーベースでは2%と低水準である。

本県施策にも食料自給率の向上を掲げ、国に対しても全ての政策の柱に位置づけるよう求めること。

(3) 都市農業振興のために

1) 市街化区域の農地を存続するために都市農業推進条例を改正し、食糧自給質向上を位置づけ、市町村支援の充実を図り、都市農業推進事業の継続と県下全体の要望に応えられるよう、予算措置の充実を図ること。

2) 生産緑地担当者会議において、引き続き市町・農業委員会・JA・国の関係者間で緊密な連携を取り、特定生産緑地指定の意向確認を複数回行い、市町村域を越えての所有における手続きの調整を図ること。申請期間や窓口を増やすなど、申請者に配慮すること。

また、2022年問題に対する対応を協議し、生産緑地所有者の適切な判断を行う環境を整えること。

3) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。

4) 市街化調整区域における市民農園、学童農園、福祉農園、公共の用途に提供されている農地についても、相続税納税猶予制度の特例対象農地とするよう、国に働きかけること。

5) 業者開設型の市民農園に関しては、業者が農家に負担を強いる例がみられることから、都市農地貸借円滑化法第9条の規定で三者協定を締結する必要がある。

県においてはこの三者協定に農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等についてあらかじめ規定しておくことを推奨すると同時に、国に対し、業者と農家の費用負担や役割分担など、農業委員会等への報告義務を設けるなど、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働きかけること。

6) 都市農業推進事業（都市農地保全支援事業補助金）の見直しにあたり、引き続き事業の継続と予算措置の充実を図ること。

- 7) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。
- 8) 生産者と消費者の直接の接点である小規模農産物直売所への補助制度を、創設すること。
- 9) 「花とみどりのフェスティバル花き展覧会」は、県民の園芸に対する親しみと理解を深めるとともに、県内花き園芸農家の生産意欲の向上と消費拡大を図るなど、大きな役割を果たしてきている。
 本年、花き生産経営に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の今後の動向、影響も不明確であることから、引き続き県の強い主導のもとに拡充を図ること。

(4) 農業基本政策について

- 1) 認定農業者の経営意欲向上につながり取得意欲が高まるよう、県支援施策の拡充と新規就農者の施策、特に国施策「農業次世代人材投資事業」について、交付要件の緩和を働きかけるとともに、同事業を補完する県新規施策を創設すること。
 認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、国に求めること。
- 2) 地域農業や担い手の将来像を積極的に提案するため、国・県の施策を分かり易く整理したリーフレットを作成し周知すること。
- 3) 意欲ある多様な担い手（個人経営・法人・作業受託組織・新規参入など）の経営発展に必要な施設・機械装備や、ドローン等新技術導入に係る新たな支援制度を創設すること。
- 4) 大型特殊免許について、希望者全員が早期に取得できるよう関係機関と連携し、当面の間、研修機会を拡大すること。
- 5) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。
- 6) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手確保は重要な課題である。こうした担い手に対し、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。
 現行の低利子制度資金及び国庫事業等の支援を周知すること。
- 7) 農業用施設である畜舎や堆肥舎の建設に関する規制である建築基準法について、同法の適用対象からこうした施設を除外し、別な基準を設けるよう引き続き国に働きかけること。
- 8) 2018年11月に改正された農地法の施行前に建設された「農作物栽培高度化施設」の土地(農地転用済み)についても、固定資産税及び相続税の課税上、農地扱いとするよう、早急に関係法令の整備を働きかけること。
 畜舎や体験型農園関連施設などの農業用施設用地についても、固定資産税の課税上、農地と同様の扱いとするよう働きかけること。
- 9) 2018年11月に改正農地法が施行され、底面の全部をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設用地を農地と看做すことになったが、法改正前から稼働している同様の施設についても、課税の公平性の観点から、農業委員会に届出を行うことで同様の扱いとするよう国に働きかけること。
- 10) 農業委員会について、農地情報公開システムは農業委員会の法定台帳を管理する重要なシステムであることから、その維持及び改修に必要な予算を確保すること。
 業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の最適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。
 また、人・農地プランの実質化に求められている地図の作成に利用される農地情報公開システムのデータや写真などの更新費用に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。

- 11) 就農後の経営確立は、異常気象のもと困難な条件にある。青年給付金制度の受給期間が5年となっているが、必要に応じて期間の延長、受給期間終了後の県の財政面も含め、支援制度を具体化すること。
- 12) 新規就農者の多くが志望する有機農業の本格的指導体制を継続し、有機農業を実践するグループへの財政支援を拡充すること。また、有機農業の広報に努めること。
- 13) 都市において洪水防止や水源の涵養を始めとした多様な機能を発揮し、良好な住環境に寄与している水田を保全し、作付けを継続できるよう、新たな助成措置を講じるよう市町村に働きかけること。

水田の多面的機能を発揮するための多面的機能支払い交付金、水稻の作付けが安定的に行われるよう、環境保全型農業直接交付金等、引き続き助成措置を講じること。

- 14) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を、広域かつ一体的に進めることを支援すること。
- 15) 耕作放棄地の基盤整備を、受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく実施できる新たな県独自事業の創設、または既存制度の拡充を図ること。
- 16) 神奈川農業の主な担い手であり、新たな「食料・農業農村基本計画」においても評価された家族・小規模経営体が活用しやすい経営継続補助金を、規模、要件ともに見直し、恒久措置とするよう働きかけること。
- 17) 畜産振興のため、飼料の自給生産を進め自給飼料の増産に取り組むこと。推進と価格安定基金の拡充を進めること。
体験型農園を開設する者に対し、農山漁村振興交付金の活用を促し、開設、整備費用を支援すると同時に、運営継続を支援すること。
- 18) 豚熱対策の強化を図るとともに、接種費用の補助を拡充すること。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう、県としても正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。
- 19) 畜産クラスター関連事業を活用して臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼養頭数の増加による規模拡大は都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。
- 20) 種子法廃止の県内の影響を正確に把握すること。他県では条例を制定し、これまでと同様の取り組みができるように位置づけている。
県としても将来にわたって安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱にとどまることなく条例を制定し、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。種子法の復活を国に求めること。
- 21) 種苗法改正については改正案の中身が周知されておらず、国会審議も尽くされていない。農業者等関係者にもその影響が知られていない状況で拙速な論議を進めることのないよう、国に要望すること。また、県内農業者などの不安に応え国に意見を反映すること。

(5) 林業の振興に向けて

- 1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。
- 2) 2019年の台風19号の林道被害に関し、速やかに復旧を図ること。(地域要望参照)
- 3) 大径材の活用が課題となっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。
- 4) 公的管理森林の返地後の荒廃を防ぐため、整備・管理を促進するための森林の現況等を把握する制度を創設すること。

- 5) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう、予防対策手法の検討や低価格な予防薬剤の開発についての薬剤メーカーへの働きかけとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを新設、拡充をすること。
- 6) 箱根町ではナラ枯れの進行で景観が一変し、急傾斜地では集団化したナラ枯れによる土砂崩落の危険性も指摘され、住民や観光客から不安の声が寄せられている。県の技術支援や予算の増額と併せ、国に対してもナラ枯れ対策費の増額を要請すること。
- 7) 県内市町村統一の森林情報管理システムの導入を図ること。
- 8) 森林調査の委託業務においては落札価格が非常に低い水準になっており、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても最低制限価格率を適用すること。

(6) 鳥獣被害対策について

- 1) 鳥獣被害対策として県は支援センターを新設したが、よりいっそうの対策強化と実効性が求められている。予算を拡充するとともに、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。
- 2) 野生生物の生息域が拡大する中、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、緊急時の対策や野生生物との共生の重要性について被害地域の住民に理解を求める一方、市街地に出没した際の緊急対応について、市町村と連携を図り的確な助言・指導を行うこと。
- 3) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制御し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。
- 4) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消には、徹底的な駆除対策として捕獲・処分が求められるが、農家による駆除には限界があることから、捕獲従業者による取り組みが求められている。いっそうの取り組みを推進するために、国では鳥獣被害防止総合対策交付金があるが、費用対効果分析が要件とされる。市町村域を超える分析は困難であることから、他県で実施している捕獲奨励金制度を創設すること。
- 5) 各地域県政総合センター単位に設置された地域鳥獣対策協議会を通じ、行政界を越えた広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるよう、技術支援、財政支援を行うこと。電気柵設置の助成費を拡充し、維持管理費も補助対象とすること。
- 6) 農業従事者狩猟免許取得推進賛助金は増額されたが、意欲ある方が申請しても措置されない例が生じないよう、引き続き予算を拡充すること。
- 7) 狩猟者の後継者不足を解消するため、若年層への働きかけを引き続き強化すること。
- 8) 狩猟免許取得者の不本意な免許失効を防ぎ、年間2億円もの作物被害を防ぐ地域の守り手を確保するため、有効期間満了に伴う更新手続きの案内通知をJAなど団体まかせにせず、県が発出すること。
- 9) 狩猟免許取り消し者に関し、その理由を確認し、更新時期を失念したことが原因の失効の数を把握し、意欲のある者には回復措置を講じること。
- 10) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つように広報や財政支援を図ること。
- 11) 神奈川では国の鳥獣被害防止総合対策交付金の効果算定を満たすことが難しいことから、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、他県で実施しているような捕獲奨励金制度を創設すること。
また、市町村事業推進交付金はその制度上、前年度に翌年捕獲する予定の鳥獣の経費を計上する形で受けつける市町村もあることから、すべての市町村において実態に即した申請が可能になるよう働きかけること。
- 12) ツキノワグマ対策について、生息頭数の把握や早期注意喚起と対策が図られるよう、いっそうの対応強化を図ること。

- 13) ニホンザル対策について、専門職員による広域的な監視体制を充実すること。ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致については、県が十分な財政支援を行うこと。
- 14) ヤマビル対策について、広域的な対応が求められることから、生息域や被害の実態調査に加え、効果的な環境負荷の少ない駆除剤の開発、忌避策など研究を進めること。
人によるヤマビル持ち込みを防ぐため、ハイカーへの注意喚起に努めること。
ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にし、市町村事業推進交付金に恒久的に位置づけること。
- 15) アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど外来生物については、以下の施策を講じること。
 - ①被害や目撃情報等があり生息が確実な地域とその周辺では、捕獲体制を整備して、目標を達成するための計画的防除を実施すること。また、それまで生息が知られていない地域についても積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は速やかに防除を実施すること。
 - ②防除を進めるには地域住民や関係者の理解と協力が必要であることから、生態系、農林水産業、生活環境及び人獣共通感染症の注意喚起として、被害実態、捕獲の必要性、農作物、生ごみ、庭木の果実やペットの餌など、誘引物となる食物の適切な処理、家屋への侵入口となる隙間や穴の補修、アライグマ及びハクビシンの生態など、被害予防対策や基礎的な知識などについて普及啓発を図ること。
- 16) 宮ヶ瀬湖、相模川水系で漁業被害が増加しているトビ・カワウの防除のため、生息数や被害実態の調査・研究を行い、対策を講じること。

(7) 漁業の振興に向けて

- 1) 漁場環境の著しい悪化に伴い、沿岸域の水産資源が減少し続けている。そこで、沿岸域の漁場環境を早急に把握し、効果的な改善策を実施するとともに、水産資源の回復を図ることが必要である。資源造成型の栽培漁業による資源の回復を推進するため、財政的支援制度を設けること。
- 2) 漁業の担い手確保については、漁業就業セミナーや漁業体験研修の実施、新規に漁業就業フェアへの参加、意識調査など、積極的に取り組んでいるとのことだが、担い手育成研修に関し十分ニーズに応えられるよう、引き続き国に予算の拡充を求めること。
- 3) 漁業用軽油引取税の免税措置について、国では次期も実施の方針とされているが、免税措置の恒久化が全国知事会を通じて要望として出されている。引き続き強く要望するとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。
- 4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が多くなっている。密漁禁止の啓発活動を引き続き強化し、関係機関と連携して違法操業や磯荒らしなどの密漁行為の取り締まりを強化すること。
- 5) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。現在は軽油取引税（地方税）の免税措置が取られているが、2021年3月に期限切れとなる。漁業経営を安定させ県民に対する水産物の安定供給に資するため、免税措置を継続すること。
- 6) 本県の内水面漁協は職員がいないなど体制の弱い漁協が多く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等をはじめとする指導事業等は、補助事業として実施することが不可欠であり、継続すること。
- 7) 内水面漁業では、漁業権が付与され漁業権者（漁協、漁連）に魚種ごとに種苗の義務放流等が課せられている。今回の緊急事態宣言により遊漁料は減少し、種苗放流費用等の回収ができていない中、義務として種苗放流を行わざるを得ない。県が漁業権者に義務放流を課している以上、救済施策を早急に講じること。

- 8) 大規模外洋養殖推進事業について、相模湾への大規模外洋養殖事業の誘致に向けて検討協議会が立ち上がっているが、地元の漁業者の操業や漁獲量、海域の安全に悪影響を及ぼすことのないよう、検討段階から地元漁業関係者を交えた協議を行うこと。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、

原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標（住宅は2020年度に95%）の達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら、県として主導的に取り組むこと。
情報共有に限らず、財政的な支援を強化するために、市町村地域防災強化事業費補助金を増額すること。
- 2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村と連携し、促進のために必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。
- 3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、引き続き国に働きかけること。
- 4) 本県は2020年1月から6月に全国で発生した土砂災害の割合が全国最多となっており、7月の豪雨では60件以上のがけ崩れが発生した。
2002年に指定された危険ながけ地約2,500か所のうち急傾斜地崩壊区域未指定箇所など安全性を確保できていない箇所が1,000件以上あり、県民のいのちを守るためには、早急な対応と大幅な予算増額が求められる。
近年の暴風雨による災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。
- 5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるために、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国に働きかけるとともに、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。
- 6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を早期に行い、対策を進めること。
土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度を新設すること。
- 7) 津久井湖及び相模湖について、企業庁が管理する用地に対する湖岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。
- 8) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。
本県は「かながわ気候非常事態宣言」を行い「神奈川県水防災戦略」を策定したが、今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が今年度で終了することからも、県単独の予算拡充が求められる。少なくとも新セイフティリバー計画が計画どおり進むように、財政措置を含めた対応を強化すること。

9) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費の総額が40億円では、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。

県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。

10) 昨年の台風19号により、県内でも水害による甚大な被害が発生した。河川内にある大木等により狭隘となり流れの妨げになっている箇所や、土砂が堆積して川底が浅くなっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。

11) 台風19号の襲来は、多摩川が氾濫していないにも関わらず、川崎市高津区では多摩川と平瀬川の合流付近（溝の口6丁目及び諏訪・北見方・下野毛地域）で死者（1名）が出るなど、深刻な浸水被害をもたらした。天井まで浸水し翌日の夕方まで水が引かない箇所（溝の口6丁目）もあり、多摩川につながる用水路やマンホールから水が湧き上がったという住民の訴えや、平瀬川では水門の関係性を指摘する声が上がった。

管理権限を持つ本県が率先して、川崎市と連携し地域ごとの浸水の原因究明を早急に行い、多摩川流域及び平瀬川流域の抜本的な水害対策と地域防災計画の見直しを行うこと。また、国への支援を求めること。

12) 平瀬川の計画（多摩川水系・平瀬川・平瀬川支川河川整備計画）を改正し、護岸工事が早急に行えるようにすること。県としての予算措置を行うこと。

13) 一昨年の台風21号や24号、昨年の台風15号による停電及びその長期化は、被災者に多大な苦痛を与えた。こうした停電を引き起こし長期化させた要因を徹底的に検証し、再発防止に努めるよう、災害によるライフラインの早期復旧と対策強化について、県として国や電力会社に申し入れること。

（2）防災体制の確立と住民の避難について

1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村地域防災力強化事業費補助金については市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じて「自助・共助の取り組みや広域的対応」との基準の柔軟な運用や拡大を図り、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

2) 水道、下水道をはじめ、ライフライン施設の耐震化を今まで以上に促進すること。

3) 流域下水道事業の企業会計に伴い、市町村の資本費負担を引き下げ、今まで通りの負担割合とすること。

4) 災害避難所の不足について市町村ごとに把握し、市町村と一緒に早急に避難所の指定拡大に取り組むこと。

5) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、全ての自治体で小学校区に一つは指定すること。さらに、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと。

6) 災害時の県の緊急相談窓口体制を強化し、様々な災害を想定したハザードマップの周知・意識化と活用に、市町村と連携して県民ぐるみで取り組むこと。

[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて

（1）県営住宅の建設と修繕等について

1) 健康団地推進計画により、28団地7,000戸の県営住宅の建て替えが10年間で行われることになったが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の水準負担になるように減免を行うこと。また、建て替えについて、PFI事業で進

めることをやめること。

- 2) 空き家を募集に出すために必要なリフォーム予算は、十分に確保すること。
- 3) 募集にあたっては、住宅についての情報提供をきめ細かく親切にわかりやすく行うこと。
- 4) 県営住宅の街路灯や階段灯などについて、省エネを推進するために更新時に限らず早急にLEDに変更すること。現状の外灯とLEDに更新した場合の電気量や料金の比較検討を行うこと。
- 5) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、居住者に対し丁寧に説明し対応すること。県営住宅の優先入居や転居費の減免など支援を強化すること。さらに、転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合や希望する人には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

(2) 住宅政策の充実について

- 1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」を作ること。
- 2) 生活に困窮する高齢者、子育て世帯、若者への家賃補助や入居支援など、支援策を講じること。
- 3) 空家の有効活用または解体などについて、県独自に市町村への財政支援を行うこと。

(3) 福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。
- 2) 福島からの自主避難者の状況を把握し、避難区域に限らず、応急仮設住宅の入居を希望する人には入居できるよう、必要な対策を講じること。
- 3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を充たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

[3]. 水道事業の改善について

- 1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。
また、水道施設の稼働率を上げ適切に施設の統廃合を進めるなど、経営のさらなる効率化を図ること。
- 2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業の民営化の受け皿づくりであり、民営化を促進するものであるため、直ちに改めること。
- 3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。
- 4) 県営水道料金の減免制度について、保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。また、障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率を無償に戻すこと。
- 5) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前で安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。
- 6) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討では、各水道事業者の課題解決に県としても人的にも財政的にも積極的に支援し、各事業者の要望に応えるように努めること。

- 7) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

[4]. 環境対策の強化について

(1) アスベスト対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方、元居住者の方へ個別に情報提供をし、その方たちへの健康調査などを県が責任をもって行うこと。
- 2) 「生活環境の保全等に関する条例」にアスベストの指導指針を規定することとなるが、アスベストを使用した建物の解体が今後増加するため、人員を増やし使用状況の調査、パトロールの強化、罰則の規定などで不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。
- 3) レベル3のアスベスト建材が大気汚染防止法の規制対象となり、事前調査の都道府県への報告が義務づけられた。しかし、作業内容の届け出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。県の条例にあたっては、作業内容の届け出や飛散防止対策をレベル1、2と同様の規制ができるようにすること。
- 4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。
- 5) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求めること。
- 6) 国の責任でアスベストによる健康被害を受けた方の救済と補償を実施し、その対象範囲を広げるよう国に求めること。

(2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について

- 1) 石炭火力発電所は温室効果ガスを大量に排出し、地球環境への懸念から、世界では建設計画を中止している。横須賀の石炭火力発電所の建設は県弁護士会からも世界の環境団体からも批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。
石炭火力発電所建設を容認することは本県の「2050年脱炭素社会」の目標に大きく逆行する。環境アセスで知事意見を付すにとどまらず、建設差し止めを働きかけること。
- 2) 地球温暖化対策計画において、「2030年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で27%削減」という目標設定はされたが、年間の温室効果ガスの削減目標の1割もの温室効果ガスを排出する石炭火力発電所の建設を見逃しつつ、他の温室効果ガスの削減努力を進めるのは、ダブルスタンダードである。
県民・自治体の温室効果ガス削減努力を喚起するよう、石炭火力発電所の建設差し止めを申し入れること。
- 3) 地球温暖化対策計画の取り組みを進めるためには、家庭の電力消費を減らす取り組みが重要になってくる。省エネリフォーム制度の予算額を増額するとともに、対象工事を拡大し、自治体・業者・一般家庭への周知を強化すること。
- 4) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、わかりやすい広報に努めること。また、太陽光パネルや蓄電池等の導入支援など、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じること。
- 5) 「マイエコ10宣言」の普及が教育現場では進んでいるが、企業、NPO・団体、自治体にはまだまだ協力を依頼する余地がある。

協力企業や団体を県の広報紙で紹介するなど、普及に努めること。また、そのために省エネ家電切り替えのインセンティブのため、ポイント還元の仕組みを企業に働きかけるな

ど、具体策を検討すること。

- 6) 地球温暖化対策計画について、現在の計画はエネルギー消費段階でのCO₂削減の数値目標があるだけで、生産段階での削減に向けた数値目標がない。これでは再生可能エネルギーの促進にはつながらない。エネルギー生産段階での削減が可能となるような数値目標を設定するなどの改善を国に求めること。

「電気事業における低炭素社会実行計画」の排出係数目標は、使用端目標値であって発生端ではない。生産段階での削減目標に代わるものではない。

- 7) スマートエネルギー計画で、ソーラーシェアリングを3年間で100件を目標としたことは重要である。達成のためには農業者と農業団体の理解が必要であり、セミナーの回数を増やす、FITに依らない取り組み事例を研究する等、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進めること。

(3) プラごみゼロをめざして

- 1) 「マイエコ10宣言」に賛同する企業の数の拡大に努めるとともに、企業の自発性に依存するだけでなく、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。
- 2) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機運営補助制度を設けること。上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか、疑問である。上流市を交えて開催していた協議会を再開し、県主導で費用負担を見直すこと。
- 3) 「プラごみゼロ宣言」に取り組む自治体として、プラスチックの製造を少なくするための規制を図るよう国に求めること。再商品化は一度プラ製品を製造してしまった後の取り組みに過ぎないので、不十分である。また、再生可能なプラ代替素材に切り替える企業を表彰するなど、県として生産側の取り組みを後押しする仕組みを作ること。プラごみ削減の数値目標を設定すること。
- 4) プラごみゼロ宣言の取り組みを促進するために、県庁内でのプラごみを減らすための取り組みをすること。例えば、給水器を設置し、県庁内での自販機にはペットボトルを削減していくなど、具体的な対応を図ること。

企業側のペットボトルの生産を黙認し、再利用だけを促進するのは施策として不十分である。プラ製品を扱わないという県の意味を示すことは重要である。

(4) 神奈川の自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。
また、現行の都市計画法の開発許可制度は良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的というものであって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。
- 2) 近年の降雨量の増加を勘案し、林地開発許可基準を見直すこと。

[5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) 住民合意のないツインシティ計画（寒川～平塚市域）はやめること。
- 2) JR東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担も多く住民合意もない。

特に、鎌倉市深沢地域はスーパーシティ構想を想定しており、監視社会につながる懸念

と課題があることから中止すること。

3) リニア中央新幹線について、以下の施策を講じること。

- ①リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
- ②水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として対応すること。また、発表された残土処分場は水源地の近くであるため、処分場所の見直しを求めること。
- ③旧県立相原高校敷地内でのリニア関連工事について、できるだけ樹木の保存が図られるようにすること。高校のシンボルツリーであった楠を保存すること。
- ④J R東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。
- ⑤リニア中央新幹線建設に伴う神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。

4) 横浜市が誘致を表明しているカジノを含む統合型リゾート施設について、知事は支援を表明している。しかし、カジノは住民の不幸の上でしか成り立たないものであり、コロナ禍で観光振興や地域経済の発展に寄与する根拠が破綻している。

県民の多くが反対していることから、計画をやめるよう国と横浜市に求めること。

(2) 駅利用者の安全と利便の確保について

1) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置をさらに促進する必要がある。特に、視覚障がい者の駅ホームからの転落事故は全国で毎年60～70件も起きており、早急な対応が求められているため各鉄道会社に強く働きかけること。

ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは内方線ブロックとするよう引き続き関係機関に働きかけること。

2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にやり、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。

特にホームドア（可動柵）を設置することにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に引き続き働きかけること。

3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き事業者を求めること。

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

1) 地域交通（バス）の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう事業者を求め、確実に代替措置を確保すること。

2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。県として地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など、段階に応じて支援を強めること。

3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、また、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる自治体、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。

4) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。真鶴ブルーラインを生活道路として位置づけること。

5) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、成人でもオムツ交換ができる介護用のベッドなどで整備するよう「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に基準を明文化

し、指導の徹底を図ること。

6) 羽田空港における国際線増便のため、今年3月末から新ルートの運用が開始されたが、コロナ禍の影響で航空需要が激減し、増便を理由とする運用は成り立たない。

また、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行し、大変危険なルートであることから、新ルートの運用は中止するよう国に求めること。

(4) 海岸の保全について

- 1) 海岸、砂浜の浸食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。「海岸保全基本方針」に沿って十分な予算を確保し、着実に推進すること。
- 2) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。また、県の予算を増額し、清掃の強化を図ること。

(5) 警察関係

- 1) 信号機等の整備について、以下の事項を実現すること。
 - ①交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に対応すること。
 - ②都心部の交差点での手押し信号装置を設置、高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。
 - ③騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をもっと促進すること。
 - ④音響式信号機の音の鳴る時間を、可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)
 - ⑤音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。
- 2) 停止線等の路面標示等の修繕予算を増やし、早急に修繕を実施すること。
- 3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。

[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 県は、「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、コントロール不可能な原発と人類は共存できない。原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国原発の再稼働の中止を求めること。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) 再生可能エネルギーの普及をさらに促進すること。また、省エネルギーや多様な方法を用いる再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村を支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を促進させること。
- 2) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく財政支援を含め、施策の促進を図り、条例に基づく基本計画の進捗状況をより広範に明らかにすること。
- 3) 県立高校をはじめとした県有施設において、太陽光利用などの設備設置を促進すること。避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を促進すること。

《 6 》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生への支援に向けて

- 1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所、また文化を創造・発信できる場所を、県立学校だけではなく県有施設に作ること。
そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備をさらに促進・支援すること。
- 2) 若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。
- 3) 若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。特に、コロナ禍で収入が得られず生活困窮に陥っている若者を支援するために、県独自の支援策を創設すること。
- 4) 卒無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

[2] ジェンダーフリー・女性・性的マイノリティの地位向上に向けて

- 1) 県が「かながわデザイン第2期実施計画」で掲げた県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率を半数まで高めること。また、神奈川男女共同参画センターの調査研究報告書に基づき、県としてクオータ制の普及を図ること。
- 2) 女性労働者の約6割が非正規労働者という「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善に向けた具体策を講じること。同一労働・同一賃金をはじめとしたいっそうの条件整備を図ること。
- 3) 女性相談所の積極的広報と施設の秘匿は別問題である。DVに限らず女性固有の課題で困難を抱える女性に、幅広く相談場所、電話相談窓口を広報すること。相談所の存在について、インターネットも活用して積極的に広報すること。
- 4) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、市町村とも連携し、NPO法人などが運営する場所等の広報財政支援を強めること。
- 5) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底すること。ホームページにアクセスする余裕がない事業所に対し、会社訪問活動を強化すること。
- 6) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、就業支援にとどまらず、緊急支援事業を検討すること。
コロナ危機で確実に困窮世帯が増えている。女性の自立支援のために、相談にとどまらず県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。
- 7) 家事支援外国人受入事業について、2017年6月以降の特定機関の届出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。
また、県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、労働者本人への聞き取りなど、実態把握と相談の体制を拡充すること。
加えて、「神奈川県第三者管理協議会」設置要綱の役割に照らし、その実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表の参加を求めること。
- 8) 人権男女共同参画課として無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、高齢女性に対する自立支援のために県として次のことを行うこと。

- ①高齢者は民間賃貸住宅の入居を拒まれる。とりわけ生活困難な高齢女性を県営住宅に優先的に入居できるように、その枠を作ること。高齢者に配慮した県営住宅の整備は評価するが、優先的提供の枠を設けること。
- ②就労中の高齢女性が安心して働き続けることができる施策を検討する上で、国との連携で社会保険未加入女性等の実態把握は必須である。最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、広報啓発にとどまらず事業主に対して助言・指導すること。
- 9) 暴力や虐待でPTSDとなった方に対し、家庭・家族関係等についての相談体制の充実や関係機関との緊密な連携を図り、進め切れ目のない支援体制の確立・強化を図ること。
- 10) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。
また、身一つで避難しなければならないケース等を鑑み、原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすなど、施設人員体制の充実を図ること。
- 11) 加害者更生プログラムの制度化など加害者の更生対策を進めること。
- 12) 性暴力の被害にあった人がいつでも相談でき、心身のケア、証拠保全など、包括的な支援を行う病院拠点型ワンストップセンターを設置すること。
- 13) JKビジネス、AV出演強要など、子ども・若者が性被害のリスクにさらされている。子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制と、相談や啓発の体制を強化すること。
- 14) 民間シェルターへの補助金を大幅に拡充し、市町村の相談窓口との連携を密にすること。
- 15) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者を保護するため、転居を含めた自立に要する費用を県が支援する制度を創設すること。
- 16) 女性相談員の常勤化と市町村配置を支援すること。
- 17) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割を特化という名で縮小している。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースなどが不足している。ビルの2階部分だけではなく、県民ニーズに応えられるよう、十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。
- 18) 生活困難、DV、社会的孤立、性的搾取など様々な困難を抱える女性たちの支援法の制定を国に求めること。
- 19) 選択的夫婦別性を実現する民法改正を国に求めること。また、女性のみにも課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。
- 20) ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求めること。
- 21) ハラスメントの加害者の範囲を、使用者の上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスも含め、広く定義し、ハラスメント対策を強化すること。
- 22) 被害の認定と被害者救済のために、労働、教育、医療など各分野における体制を確立・強化するとともに、独立した救済体制を確立すること。
- 23) 学校やスポーツ団体、大学・研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすため、県としての実態調査と、それぞれの分野に対応した相談・支援体制を確立すること。

[3]. LGBT施策の推進に向けて

- 1) LGBTに関する具体的な施策の推進に向け、庁内横断的な検討推進組織を作ること。
- 2) 県はLGBTへの理解を深める多彩な情報発信に取り組んでいるが、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など、引き続き各所での啓発にさらに努めること。
また、行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学童保育支援員など、対人業務を対象とした職種に対して研修の場を提供すること。

- 3) 特に教育現場では、学級文庫にLGBT関連の蔵書があることが重要だとされている。学級文庫への配架を促進するとともに、人権教育の中で取り上げること。国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。
- 4) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師を育成すること。
- 5) 県内では、同性パートナーシップに取り組む自治体が増えている。市町村まかせでは行政界を超えた際に不都合が生じる。茨城県が取り組んでいるように、広域自治体として市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。
- 6) パートナーシップ宣誓書等の公的な書類が同性パートナーシップ制度を有する自治体だけに限定されるため、県営住宅の入居について制約が生じる。県で同性パートナーシップ制度を導入することが待たれるが、パートナーシップ制度のある市町に限らず、すべての県営住宅でLGBTの方が入居できるように、入居要件を見直すこと。
- 7) 同性パートナーが異性婚のカップルと同じ権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体にとどまらず、国全体で制度を作らなければならない。同性婚を認める民法改正を国に求めること。

[4]. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条例の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。基礎自治体まかせにせず、神奈川県としても検討が始まっているが、いつまでも検討にとどめず「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した自治体として差別を許さない姿勢を明確に示し、ヘイトデモ・スピーチを行わせないため、条例を制定すること。
- 2) インターネット上のヘイト対策、ヘイトデモ公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を促進すること。これらの不備は県民を傷つける要因となる。検討を始めてかなり時が経過している。条例制定を急ぐこと。
- 3) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から厳正公正立場で警備を行うこと。ヘイトスピーチを行ってきた集団を神奈川県警が守っているという誹りがある。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

- 1) 県立図書館の正規の司書職は、両館合わせ35人と非常に少なく、人口500万人以上の県で下から二番目に低い。また、人口100万人当たりの図書館数が全国最低であり、ここ20年近くにわたり資料費が減額されている。
人件費や資料費など図書館費を増額すること。また、正規職員の司書を増員するなど図書館の体制を充実させること。

[6]. 外国籍県民の支援の充実について

- 1) 近年、日本で働く外国人が多くなり、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は20年にわたり、外国籍県民の声を施策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言をすべて実行する立場で、支援の充実に取り組むこと。
- 2) 外国籍県民かながわ会議で出される要望は、県の範囲にとどまらず、県内市町村や国の法改定などが必要なことも含まれる。要望の内容が国、市町村で行われる事業であっても

県として関係機関と連携し、要望が実現するように取り組むこと。

- 3) 外国籍県民かながわ会議の提言から作られた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業である。

人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。

また、医療に限らず、通訳派遣事業については、県や市が連携して取り組んでいる聴覚障がい者の手話通訳者派遣事業などを参考にしながら、制度の充実を図ること。

- 4) 外国籍県民の日本語教育については、今まで以上に支援を強化すること。現在はボランティアが中心になって事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように各市町村の取り組みを支援すること。

- 5) 外国籍県民への生活支援として、福祉、教育、子育て、労働などの法律や様々な制度の情報を提供しているが、より多くの言語で作成し、外国籍県民に配布すること。また、国、市町村と連携し、労働相談や子育て、福祉、教育の制度などの相談を身近な地域で受けられるように体制を強化すること。さらに、国、市町村と連携し、様々な行政手続きが安心してスムーズに行えるよう窓口での相談・支援体制を充実すること。

- 6) 外国籍県民で学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように国に求めること。

また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握し、就学につなげられるよう人員体制を増やし、市町村と連携して取り組むこと。

- 7) 外国籍県民の児童生徒に対し、日本語教育を進めるよう教員の配置を増員すること。また、学習支援を強めるための人材確保を行うこと。

《 7 》. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

(1) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけるとともに、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

- 1) 県中央消費生活センターは市町村を含む県全体の中核センターであるにもかかわらず、近隣都県や政令市に比較して少人数である。消費者問題が多様化する中、電話面接とともに県民ニーズに応え、夜間の相談業務を行えるよう、相談員の増員と正規職員の採用を図ること。

また、市町村の相談体制の充実に向けて、人員配置に係る市町村支援を行うとともに、県や市町村の消費生活相談員の処遇改善を図ること。

- 2) 消費者被害救済委員会の検討内容や市町村の相談状況、事業者指導の実態がホームページで明らかにされているが、あっせんの事例紹介が年に1件程度で、時代のニーズに即していない。市町村と連携しながら課題を把握し、県の施策に反映させること。

- 3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センターや行政機関の情報資料や展示内容を、高齢者のみならず、聴覚や視覚に障がいのある方にも配慮したものとすること。

- 4) 広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設し、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

(2) 国の「地方消費者行政交付金」について

- 1) 国の交付金が大幅に削減され「推進交付金」から「強化交付金」に移行したことで、活用できない自治体がある。また、民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより消費者問題は増加が見込まれる。国に対し交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。
- 2) 県自らも消費者行政予算の充実に努めること。市町村に対する補助金の新設により、相談体制がかろうじて確保できている状況にある。改善が図られてはいるが、さらなる拡充を図ること。

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

- 1) 健康食品の送りつけ、不当表示、情報通信関連トラブル（架空請求含む）、高額訪問販売、多様な振り込め詐欺など、高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。
「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。リーフレットの配架やホームページだけではなく、町内会の回覧板などきめ細かく届く手段を検討すること。また、対象を現役世代と合わせて、高齢者施設、高齢者団体、高齢者メディアなどをターゲットと定め、これらに対する適切なわかりやすい情報提供を行うこと。
- 2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。そのために県弁護士会の会長声明でも言及されたように被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を神奈川県消費生活条例に導入すること。

(4) 若者への消費者教育について

- 1) 民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外されることになるため、学校教育の中で消費者教育の充実に努めること。
また、県として若年層の消費者教育強化の効果を分析し、県の施策に生かすこと。学校での出前講座はすべての高校で実施すること。
- 2) 市町村の若年層への消費者教育充実のための予算と講師派遣などの支援体制を強化するとともに、講師の育成にも取り組むこと。市町村の消費者教育支援の県単独補助金を引き続き交付すること。

[2]. 食の安全・表示の監視等について

- 1) 機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害が懸念される中で本県独自のリーフレットを作成して健康被害への注意喚起普及啓発に努めているとのことだが、さらに広く普及すること。多くの企業がビジネスチャンスとして機能性表示食品の販売に取り組む中で、評価書の内容を精査し、販売禁止措置を取るなど、消費者の自衛にまかせず、積極的に被害防止に努めること。
- 2) 食品による健康被害情報について製品や企業名がホームページ上では開示されているが、あまりにも短期間である。違反状態の改善があっても再発抑止効果を考えて開示期間の見直しをすること。製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。
- 3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。食品表示110番の周知啓発など消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について、消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を強めること。

《 8 》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 核も基地もない平和なかながわを

- 1) 米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) 「安全保障関連法」は、歴代政府が憲法上不可としてきた集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で「戦争できる国づくり」が進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。
- 3) 戦争を前提とした国民保護法の廃止を国に求めること。
- 4) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 5) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日現在で批准した国が50カ国に達し、2021年1月に条約が発効することとなった。
『神奈川非核兵器県宣言』をしている本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。
- 6) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、予算の増額を図ること。
- 7) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。
- 8) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。
- 9) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。また、米軍の参加要請をしないこと。
- 10) 2020年4月に米軍普天間飛行場内で、米兵らのバーベキューが原因で、格納庫から人体に有害な有機フッ素化合物PFOsを含む泡消火剤が大量に漏出した。環境補足協定に基づき、米軍と国、県の三者で調査を実施した。この問題は沖縄県だけの問題ではなく、米軍基地の所在するすべての都道府県に関連したものである。
早急に全在日米軍基地でPFOsの調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うこと。
- 11) 新型コロナウイルス感染症対策において、米軍が公表している内容が県と比較して不十分である。県と同様の情報が公表されるように国と米軍に求めること。
さらに、権益に関しても日本の国内法が適用できるように日米地位協定の改定を行うよう求めること。
- 12) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。そのため、羽田空港の増便によって、石油タンクの上空や市街地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し、日本の管制が行えるように、県として国と米軍に求めること。

[2]. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。

また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。

- 2) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。
- 3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。

この点についての安全対策について、明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

- 4) 池子住宅地区の横浜市域における家族住宅等の建設については、中止となったが、横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示されたが、基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに米軍人の削減を国と米軍に求めること。

[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。

最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。

- 2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。

巨大地震の原子力災害対策について米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう米軍や国に求めること。

[4]. 厚木基地に関わって

(1) オスプレイの飛行について

- 1) 墜落をはじめ重大事故を繰り返しているMV22オスプレイ及びCV22オスプレイの飛行禁止と配備撤回を求めること。また、厚木基地をオスプレイの修理工場や訓練拠点にしないよう、国や米軍に強く求めること。

(2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀配備の撤回を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。
- 3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間で全て完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

[5]. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同し米軍と国へ要望すること。

- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。
- 3) 米陸軍川上弾薬庫（広島県東広島市）から米陸軍キャンプ座間へ、恒常的に爆発物や弾薬が民間業者により輸送されていることについて、基地周辺住民や輸送ルートの住民の不安が広がっている。

川上弾薬庫からJRの貨物線で横浜市神奈川区の羽沢ターミナルに到着し、トラックでキャンプ座間に搬入されている。川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。

- 4) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

[6]. 相模総合補給廠に関わって

- 1) 相模総合補給廠への米陸軍防空砲兵旅団司令部は新たな基地機能の強化であり、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還という県是に反するものであるため、撤去を求めること。

[7]. 池子住宅に関わって

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。
- 2) 池子地区の逗子市域にはスーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

[8]. 日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。
- 2) 米軍人の基地外の居住に反対するとともに米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。
- 3) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。
- 4) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- 5) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。
- 6) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。
- 7) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報がいまだに示されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を引き続き求めること。

また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。

8) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。

9) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。

また、万が一、事故が発生した際には、原因究明と再発防止を求める、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。

10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう強く米軍と国に求めること。

11) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるように国と米軍に求めること。

《 9 》. 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

2) 法人2税の超過課税については、新型コロナ対策、福祉や教育施策にも活用すること。

3) 現在の臨時財政対策債の償還方法の見直しを検討するとしていたが、その結果を明らかにすること。

4) 毎年、新年度予算の編成当初に財源不足を強調しているが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判の声が上がっている。

財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。

5) 県は国の直轄事業負担金の中止を求めているのなら、県直轄事業の市町負担金を廃止すること。

[2]. 県有施設の拡充・存続を

(1) 県民利用施設について

1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については、直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。

2) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユーシンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の責任で行うこと。また、県立施設として存続・拡充すること。

(2) 試験研究機関について

1) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十

分な研究予算を措置すること。

また、独立行政法人化等などは行わず、直営を堅持すること。

- 2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る機関として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。

(3) 県の出先機関について

- 1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。
- 2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

- 1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働き方改革に取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。
また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。
- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。併せて、正規職員の定期的な採用を行うこと。
- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。
- 4) 会計年度任用職員の採用については、今後業務内容の拡大を行うことがないようにすること。また、正規職員の代替措置とならないようにすること。
- 5) 職員の福利厚生 viewpoint から職員食堂を分庁舎に予定されているレストランに併設すること。

[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

(1) 指定管理者制度について

- 1) 指定管理者制度について、①指定管理者の選択の基準が管理費の削減が優先されているため管理の質を落とさざるを得ない、②指定管理料の削減や期間の設定は賃金引き下げ、不安定雇用を生み出す、③専門職として働く労働者は働く意欲を失い職場の専門性や経験が蓄積されない、などの問題が指摘されている。

これらのことは、指定管理者制度の目的を「公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があるときは」とする法の趣旨に反して、安上がりのために指定管理者制度を導入している例が多くあることを示している。

第三者による委員会を設け、改めて現在の指定管理者制度の実態を調査し、直営に戻すなど抜本的な見直しを行うこと。

- 4) 指定管理者選定時における選定委員や指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に、社会保険労務士を含めること。また、モニタリングや事業評価などについて社会保険労務士における労働状況審査を、指定管理者制度に盛り込むこと。

(2) PPP方式について

- 1) PPP/PFI事業のねらいが大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業を作り出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものである。

全国では、これらを導入した大型開発が破たんしたり、公共施設の運営が行き詰まるなど、結局「後始末は自治体と住民に」という事例も少なくない。こうした事業は導入しないこと。

[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

《10》. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

(1) PCR等検査の抜本的拡充について

- 1) 感染震源地（エピセンター）、感染急増地（ホットスポット）となるリスクのあるところに、網羅的な検査を行うこと。
- 2) 医療機関、介護・福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童保育など、クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等への「社会的検査」を実施すること。
- 3) PCR等検査の自治体負担をなくすため、国に全面的な財政措置を要求すること。
- 4) PCR検査体制の維持・拡充においては、地域の医師会と市町村との連携を強めるよう、県が働きかけること。
- 5) 民間のPCR検査には多額の料金を要し、ドライブスルー方式の集合検査場には運転出来ない高齢者やひとり暮らしの方が行くのは難しいため、市町村や交通機関等とも連携し、福祉タクシーなども参考に、こうした方を対象とした交通手段の確保を図ること。
- 6) 地域の診療所等でもPCR検査を行なえるようにすること。

(2) 医療機関や福祉施設への減収補填と医療に関わる施策について

- 1) コロナ患者を受け入れてきた病院はもちろん、受診抑制などで医業収入が減少したすべての病院・診療所に補填を行うこと。

通常医療の確保・維持をも含め、地域医療体制を保障する財政支援、融資補助等を講じること。介護・福祉施設についても、利用抑制による減収の補填を行うこと。

- 2) さらなる感染拡大に備え、医療用のマスク、防護服、グローブ、消毒用アルコールなど、感染防護資材の医療機関への安定的供給を図ること。

なお、医療用のN95マスクについて、輸入品は品質には問題がないものの日本人の顔に合わないため使用できないとの声が、県立病院の医師から寄せられている。

医療用マスクは国産品を使用すること。国産品が不足する場合は国とも連携してメーカーに増産を働きかけること。

- 3) 障がい児・者が日常生活（入所生活含む）に支障を来さないよう、常時必要とする衛生用品の確保と確実な配給（人工呼吸器に使う精製水、手指消毒用アルコール水、消毒用アルコール綿、マスク、防護服、滅菌不織布ガーゼ、医療用具など）及び備蓄拠点の整備を図ること。

また、重症化に対応できるよう人工呼吸器の増産と確保及び集中治療室の増設（増床）を図るとともに、在宅でも入所施設でも必要な医療器材を確保できるよう、対策を講じること。

- 4) 医療的ケアを必要とする障がい児が感染した場合、厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童の対応について（その2）（その3）」に基づき、希望があれば入院時の保護者の付き添いを認めるよう、また医療機関によって対応に差異が生じないように、医療機関に働きかけること。医療的ケアを必要とする障がい者についても、同様の対応とすること。
- 5) 既往症のある肢体不自由児者が感染した場合は重症化する傾向が強いことから、受診時には早急な対応を行うこと。
また、先天性心疾患患者が感染した場合は、主治医のいる心疾患専門医療機関と感染症専門施設とが連携して治療にあたるよう、体制を整備すること。
- 6) 新型コロナウイルス感染防止対策により健診の機会が減少しており、健診実施機関への支援を強めること。
- 7) 新型コロナウイルスに対応するワクチンの研究が行われているが、検査、治療、ワクチン接種にかかる費用は全額公費負担とすること。また、国に予算措置を求めること。

（3）保健所体制の抜本的強化について

- 1) 退職者の活用や臨時の配置も含め、小田原保健福祉事務所をはじめ県内各保健所の緊急の体制強化を図るとともに、抜本的な対策として、保健所の増設や恒常的な定員増に踏み出すこと。
- 2) 衛生研究所の感染症対策の体制を強化すること。

（4）医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善について

- 1) 削減・抑制されてきた診療報酬の増額、地域医療を支える医療機関への公的支援、医師・看護師の要請数の抜本的増員などにより、医療従事者の過酷な長時間労働を是正するよう国に求めるとともに県も全力を挙げること。
- 2) 「全産業平均より月10万円安い」とされる、介護・障害福祉・保育等で働く労働者の賃上げ・処遇改善を行うこと。また、そのために利用者の負担増にならないよう、財政措置を講じること。
- 3) 感染への不安から、感染者や医療従事者、その家族などに中傷を投げつける風潮が起きている。こうした差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信すること。

（5）医療保険制度に関して

- 1) 県内国保組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対し、県として援助・支援を強めること。
- 2) 国の負担で実施された国保や後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に関し、当初本年9月30日までとされた適用期間は当面12月末まで延長されたが、感染が終息するまで制度と財政措置を継続するよう国に求めること。また、国の動向によっては、県単独事業として継続を図ること。
- 3) 市町村及び県広域連合とも連携し、国保でも後期高齢者医療制度でも事業主やフリーランスを傷病手当金の対象とすること。県として、財政支援を図ること。
- 4) 売上が減少している事業者やフリーランスに、国保料（税）及び後期高齢者医療保険料の減免制度や納税緩和措置を周知し、手続きを支援するよう、市町村及び県広域連合に助言・指導すること。

（6）雇用と事業、就学の安定に向けて

以下の事項について県も取り組みを強めるとともに、国に求めること。

- 1) 雇用と事業を持続させるため、雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給すること。そのために、手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換など、すみやかな審査と支給できる体制を確立すること。
- 2) 持続化給付金は一回限りとせず、コロナ禍が収束するまで事業を維持できるよう、継続的支援を行うこと。
- 3) コロナ禍の影響を理由とした違法・脱法の「退職勧奨」や、家族的責任や個人の生活を無視した広域配転など、リストラのための人権侵害が起きないように、労働局や神奈川労連をはじめとした労働組合とも連携し、県としても厳しく監視すること。
また、「リストラ・雇い止め防止宣言」行い、リストラ、解雇、雇い止めをやめる法整備を図るよう、国に強く求めること。
- 4) 中小企業や小規模事業者は、とりわけコロナ禍の下で制度融資などの支援だけでは不十分である。持続可能な経営のために、当面、工場の家賃や機械リース代の固定経費に対する支援、休業補償や雇用維持への支援など、事業継承のための支援制度の拡充を図ること。
- 5) 生活困窮者向けの貸付金の返済免除制度の拡充、住居給付金の支給期間（最大9カ月）の延長などの措置を講じること。
- 6) コロナ危機を受け、就労環境を失ったひとり親などに、職業訓練や就労準備支援などを現在以上に強化すること。自立支援教育訓練給付金の補助率を拡大すること。
- 7) 県内学生などを対象とした支援策を強化すること。

(7) 教育分野に関して

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策をめぐって、学校内の消毒や児童、生徒へのきめ細かい対応などが必要なので、教職員のさらなる増員を図ること。
- 2) コロナ禍において学童保育の運営を支えるため、補助金を充実するとともに、指導員が定期的に検査を受けられる制度にするよう、国に要望すること。

(8) 市町村への支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の終息も見通せない中で、財政が危機的状況となっている自治体がある。事態の打開に向け、県から国に対してこうした自治体への財政支援を要請するとともに、県独自の支援策を講じること。

なお、観光立町の箱根町においては、既に4月～6月の第一四半期における町財政への具体的影響額は、予算計上額に対して入湯税で△71.3%（1億2,900万円）、観光施設（4カ所）で△86.2%（6,200万円）、ごみ処理手数料△42.9%（1,800万円）、合計2億900万円の減収となっている。

《 1 1 》． 地域からの要望

[1]. 川崎市・高津区

(1) 浸水被害対策について

異常気象の中で豪雨被害が激甚化、頻発化し、2019年東日本台風により川崎市においても大変な被害が発生したことから、再びこのような浸水被害が起きないように、以下の対策を講じること。

- 1) 平瀬川の堤防の高さが多摩川より3mも低く、そこからの越水が浸水の大きな要因である。かすみ堤から洪水が取り込まれる区域周辺は、平瀬川付近の開発も進み家屋が建ち並

んでおり、今回の被害に遭っている。多摩川河川整備基本計画を早急に策定し、多摩川と平瀬川の合流点において、かすみ堤構想ではなく通常の「合流点」処理の対策を講じるよう、多摩川の管理者である国に要望すること。

2) 平瀬川と多摩川の合流点処理について、県は平瀬川の管理権限を持つ立場から、川崎市と連携して国土交通省京浜河川事務所及び関東整備局河川部と協議を行い、大型水門の設置、排水機場の施工など抜本的な対策を検討するとともに、県の「多摩川水系平瀬川・平瀬川支線河川整備計画」に盛り込むこと。

3) 瀬川の新井台橋から殿下橋間1.1km区間のうち750m区間の護岸について、川崎市が現在、単独事業として耐震化など改築・更新工事を行なっている。

この改築・更新工事を「多摩川水系平瀬川・平瀬川支線河川整備計画」に盛り込み、川崎市と一緒に国の補助事業とすることを国に要望すること。また、平瀬川の管理権限を持つ県として予算化を図り、住民の早期推進の要望に応えること。

4) 矢上川は過去に何度も浸水被害が繰り返されており、この数年の台風・豪雨災害をみても、洪水対策が急がれている。県の地下の調節池については多くの市民に知らされていないことから、市民への周知を図り、早期に整備すること。

[2]. 横須賀市

(1) 原子力災害における感染症対策と熱中症予防について

1) 原子力災害において、屋内退避指示のもとで、「災害時には窓を閉めてエアコンを止めて外気を室内に入れない、移動の際にはレインコートなどで体を覆って下さい」という具体的な指示が本当に市民のいのちを守るために適切なものか、疑義が生じている。

今年の6月2日に、内閣府の原子力防災担当は「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」と題する文書を公表した。

これには「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする」とあり、具体的には「自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質により被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は、原則換気を行わない」とあるだけで、現実的な対応については明記されておらず不十分である。

そもそも感染症対策における3密を防ぐことと、原子力災害の基本とされる密閉と遮断は矛盾することが明らかであり、国に対して解決策を講じるよう求めること。

(2) クジラなどの死体処理に関する自治体への支援について

1) 横須賀市では昨年と今年、海岸にクジラの死体が打ち上げられた。これらの死体は法の下では一般廃棄物となり、当該自治体に対して処理責任が生じる。

横須賀市は半島に位置しており、海岸距離が長く、漂着物の量も必然的に多くなる現状を鑑みても、ウミガメや鯨類の処理費用等に対する助成・支援を行うこと。

(3) 県営住宅の駐輪場等の整備について

1) 横須賀市鴨居にある県営浦賀かもめ団地は、かなり老朽化している。海に面した埋め立て地に立地していることから、台風や潮の被害があり、駐輪場には屋根のないところや柱の錆びたところなどが見受けられる。早急に整備すること。

(4) がけ地対策について

- 1) 三浦半島はがけ地の多く、横須賀市においても急傾斜地が点在する。昨今の大雨や台風でがけ地対策は急務となっていることから、民有地に対して引き続き対応を依頼することは必要だが、併せて県の補助金の増額を図ること。

(5) 三浦半島の異臭の調査について

- 1) 6月から毎月のように(4回ほど)、広範囲に渡って異臭が漂う事案が発生している。横須賀市にも市民から不安の声が多く寄せられている。既に会議を立ち上げ調査に乗り出していることと承知しているが、徹底した本格的調査を実施し、県民、市民に公開すること。

[3]. 座間市

(1) 住宅リフォーム助成制度の創設について

- 1) 秋田県で以前行われていたように、本県でも地元の実情に合わせた工夫を盛り込みつつ、神奈川の林業とも連携して、住宅リフォーム助成制度を創設すること。

[4]. 南足柄市

(1) 昨年の台風19号被害の復旧について

昨年の台風19号による被害の復旧が進んでおらず、狩川の洪水を心配する声や県道整備に関わる要望が寄せられている。以下の事項を遅滞なく推進すること。

- 1) 狩川、岩原地区の河床が上がり、大雨による洪水が心配されるので、早急に体積土砂を撤去すること。
- 2) 県道78号線の地堂地域は、昨年の台風19号の被害で片側通行になっているが、早急に復旧工事を完了すること。
- 3) 県道731号線(矢倉沢仙石原線)は、昨年の台風19号の被害で3月の開通が遅れている。開通の予定を明らかにすること。

[5]. 大磯町・二宮町

(1) 防災対策について

- 1) 住宅耐震改修について、居室・寝室のシェルター工事など補助対象の工事を拡げ、住民の負担を軽減し、耐震化を推進すること。
- 2) 二宮町の状況をより反映した震度計設置場所を選定し、移転を支援すること。
- 3) 津波警報をより早く発令するためのシステムを導入すること。
- 4) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関連して、今後の対策策定と実施を支援すること。
- 5) 葛川と不動川の溢水や氾濫に対して、浚渫などの管理を適切に行うとともに、葛川改修計画については、時間あたり雨量の設定を見直し、抜本的な再検討を進めること。

(2) 道路・交通環境の整備について

- 1) 町道全体の維持管理、特に大型車両が迂回ルートとして使用する小田原・厚木道路二宮ICから国道1号線間の各ルートについて支援すること。
- 2) 太平洋自転車道の中郡での整備を継続・促進すること。
- 3) 県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和を進めること。
- 4) 国道・県道横断歩道(国道1号線二宮駅前横断歩道、大磯町役場前、大磯駅入口など)の目の不自由な方の安全対策を進めること。
- 5) 地域公共交通の改善(コミュニティバスの運営変更)と継続を支援すること。

(3) 地球温暖化対策の促進について

- 1) 気候変動への影響低減に寄与するよう、SDGsの一環として、温暖化防止実行計画の地域編を策定、町での策定を支援すること。

(4) 広域下水道の利用者負担の軽減について

- 1) 広域下水道で相模川流域と酒匂流域で負担金単価が違うため、一本化し、利用者の負担軽減を図ること。

(5) 医療・介護の充実について

- 1) 秦野赤十字病院・東海大大磯病院での産科・分娩の再開を支援し、経営支援を行うこと。特に、大磯病院については中郡地域医療の中核病院として位置づけ、支援すること。
- 2) 小規模多機能型をはじめとする地域密着型施設介護の充実を図ること。介護職員の育成・確保を推進すること。

(6) 教育環境の整備について

- 1) 義務教育学校の設置や小・中学校の統合に関しては、小中一貫校の設置で教員の加配をするなど、結論ありきの誘導的な政策をやめて、町の自主性を尊重すること。
小・中学校の配置については、各自治体住民と教育行政の研究・話し合い・判断が進むことを支援すること。
- 2) 教員が子どもの様々な問題に対応できるよう、時間を十分とる・教員同士の情報・経験の交換を進めるなどの環境づくりを進めること。
- 3) 県の責任でスクールソーシャルワーカー、教育心理士等の正規職員化を図ること。
- 4) IT機器(タブレットなど)の導入については、GIGAスクール構想とは一線を画し、「個別最適化」などを進めないこと。
また、教材作成などにあたり、教員への十分な支援と現場の自主性を尊重するとともに、健康や精神面への影響を十分配慮し、活用を検討すること。

[6]. 箱根町

(1) 今年の台風19号被害の復旧について

- 1) 台風19号による被災や箱根町と箱根町議会の意見書等の提出もあり、県が台風や豪雨時に芦ノ湖の放流を72時間前に行うことを決定したことは、一步前進である。しかし、台風19号を上回る異常気象にも対応し、地域住民が安心して生活ができるよう、芦ノ湖の水を常時一定量放流できるように湖尻水門を更に改善すること。
- 2) 台風19号で被災した箇所(以下)の復旧を早急に行うこと。
 - イ. 早川大涌沢下流の流失した堰堤の復旧
 - ロ. 早川桜堤の決壊した護岸の復旧
 - ハ. 早川宮城野の町営住宅付近の河床整備
 - ニ. 早川仙石原777番地、橋本宅付近のえぐれた護岸の復旧
 - ホ. 国道138号線、春山荘バス停付近の土砂崩落の復旧

(2) 道路・交通環境の整備について

- 1) 国道1号線湯本山崎の箱根新道小田原方面出口は、歩行者やサイクリングの人たちが、通行禁止にもかかわらず進入するのを付近の住民が度々目撃している。大変危険なので、出口に警告板を設置すること。
- 2) 宮城野923~7番地、岡戸商店前の県有地のアスファルトの舗装とグレーチングの設置を、早急に行うこと。

[7]. 真鶴町

(1) 道路・交通環境の整備について

- 1) 真鶴駅跨線橋南側エレベーターの設置工事について、「年内工事着工か」と言われているが、真鶴町民は何年も待たされている。「私の生きているうちに出来るのか」(80代女性)と、エレベーターを切望する声が寄せられている。真鶴駅跨線橋南側エレベーター設置工事の早期実現を図ること。

(2) インフルエンザ予防接種について

- 1) 秋・冬に向けてのインフルエンザ予防接種の実施は、高齢化率が県下一位である真鶴町にとって最重要事項である。

以前から小中学校生に対しては無料で実施され、今年度から高校生まで無料とした。予防接種への財政的援助とともに、従来、前年度実績で量が決められていると聞いているが、県の責任で予防接種の必要量を確保すること。